

## 他の道府県の障がい者差別の解消等に関する条例集〔基本法型〕

平成 29 年 7 月 1 日現在

頁	道府県	条例
P1	北海道	北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例 (平成 21 年北海道条例第 50 号) 施行日:平成 22 年 4 月 1 日
P12	岩手県	障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例 (平成 22 年岩手県条例第 59 号) 施行日:平成 23 年 7 月 1 日
P16	山形県	山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例 (平成 28 年山形県条例第 25 号) 施行日:平成 28 年 4 月 1 日
P21	埼玉県	埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例 (平成 28 年埼玉県条例第 18 号) 施行日:平成 28 年 4 月 1 日
P27	山梨県	山梨県障害者幸住条例 (平成 27 年山梨県条例第 50 号) 施行日:平成 28 年 4 月 1 日
P37	岐阜県	岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例 (平成 28 年岐阜県条例第 38 号) 施行日:平成 28 年 4 月 1 日
P41	京都府	京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例 (平成 26 年京都府条例第 20 号) 施行日:平成 27 年 4 月 1 日
P50	徳島県	障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例 (平成 27 年徳島県条例第 71 号) 施行日:平成 28 年 4 月 1 日
P59	宮崎県	障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例 (平成 28 年宮崎県条例第 23 号) 施行日:平成 28 年 4 月 1 日

頁	道府県	条例
P66	沖縄県	沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例 (平成 25 年沖縄県条例第 64 号) 施行日：平成 26 年 4 月 1 日

◎北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（平成21年北海道条例第50号）

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 障がい者を支える基本的施策等（第9条—第18条）
- 第3章 障がい者の権利擁護（第19条—第21条）
- 第4章 障がい者が暮らしやすい地域づくり
  - 第1節 地域づくりに関する基本指針の策定（第22条—第26条）
  - 第2節 道の支援（第27条）
- 第5章 障がい者に対する就労の支援（第28条—第32条）
- 第6章 北海道障がい者就労支援推進委員会（第33条—第40条）
- 第7章 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（第41条—第48条）
- 第8章 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部（第49条—第51条）
- 第9章 雑則（第52条・第53条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、障がい者及び障がい児の権利を擁護するとともに、障がいがあることにより障がい者及び障がい児がいかなる差別、虐待も受けることのない暮らしやすい地域づくりを推進するため、障がい者及び障がい児の視点に立って、道の施策の基本となる事項、道が実施すべき事項及び道と市町村との連携により実現すべき事項などを定めること等により、地域における障がい者及び障がい児の権利を擁護し、及び生活の支援に向けた環境を整備し、もって北海道の障がい者及び障がい児の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「障がい」とは障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいい、「障がい者」とは同号に規定する障害者をいう。

2 この条例において「障がい児」とは、障がい者のうち、18歳未満のものをいう。

3 この条例において「暮らしやすい地域づくり」とは、障がい者が必要とする配慮と支援の提供及び共に生活する地域住民の理解や協力の下で、障がい者の希望や意欲に基づいた、地域における社会生活が保障される地域づくりをいう。

（基本理念）

第3条 障がい者の権利を実現し、及び社会参加を確保するための社会生活に関する施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

(1) 行政機関、学校、地域社会、道民、事業者その他関係団体が、相互に連携して社会全体で取り組むこと。

(2) 障がい者への差別を防止し、障がい者の暮らしづらさを解消し、及び障がい者の権利を最大限に尊重すること。

(3) 保健、医療、福祉、労働、経済、教育その他障がい者に関するあらゆる分野において、総合的に取り組むこと。

(4) 道内における地域間の格差の是正を図ること。

(道の責務)

第4条 道は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、暮らしやすい地域づくりを推進する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

(道と市町村の連携)

第5条 道は、障がい者施策における市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村がその地域の特性に応じ、この条例の趣旨に合致した施策を実施することができるよう、市町村との緊密な連携を図るとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(道民等の役割)

第6条 道民、事業者及び関係団体（以下「道民等」という。）は、基本理念に基づき、障がい及び障がい者に対する理解を深めるとともに、暮らしやすい地域づくりを推進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(情報の提供)

第7条 道及び障がい者に係る情報を有するものは、情報の保護に留意するとともに、相互に連携し、その責任と能力に応じて暮らしやすい地域づくりを推進するために、障がい者が必要とする情報の提供に努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 道は、障がい者の社会生活に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第2章 障がい者を支える基本的施策等

(関係法令等との調和)

第9条 道は、障がい者の社会生活に関する施策の推進に当たっては、障害者基本法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）その他の関係法令との調和を図りながら、効果的な施策の展開を図らなければならない。

(道民等の理解の促進)

第10条 道は、道民等が障がい及び障がい者に対する理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(企業等の取組の支援)

第11条 道は、地域における障がい者の自立した生活の確保に向けた企業その他の事業者による自主的な取組を支援するよう努めなければならない。

(医療とリハビリテーションの確保)

第12条 道は、地域で生活する障がい者に必要な医療とリハビリテーションを確保するよう努めなければならない。

(移動手段の確保)

第13条 道は、地域で生活する障がい者の障がいの別及び程度にかかわらず、いかなる差別も受けることなく必要な移動の手段が確保されるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解を得ることができるよう努めなければならない。

(切れ目のない支援)

第14条 道は、障がい者の乳幼児期、学齢期等生涯を通じて一貫した切れ目のない支援を確保できるよう努めなければならない。

(保健・福祉及び教育との連携)

第15条 道は、保健・福祉と教育の連携を推進するに当たっては、次の点に配慮しなければならない。

- (1) 障がい児の希望などに応じた教育及び保育が受けられるようにすること。
- (2) 障がい児を受け入れる教育機関において、関係機関との連携等を通じて、必要な介助、医療的ケア及び自立活動の指導の充実が図られるようにすること。
- (3) 前号の教育機関の取組の推進を図るため、道及び関係機関は専門知識を有する人材の育成及び確保に努めること。
- (4) 障がい児に対する支援が、学校及び放課後を問わず、地域全体の連携及び協力の下で行われること。
- (5) 学校教育及び社会教育など生涯学習の場において、障がい者に関する理解の促進が図られるようにすること。

(高齢者施策等との連携)

第16条 道は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、地域の特性に応じ、共生型事業(障がい者、高齢者、子どもなど地域福祉に係る施策について、これらを一体的に実施する事業をいう。以下この条において同じ。)の普及に努めるとともに、市町村が共生型事業を実施するに当たっては、必要な支援に努めなければならない。

(障がい者の家族に対する配慮)

第17条 道は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、障がい者の家族に対して必要な配慮をしなければならない。

(地域間格差の是正等)

第18条 道は、この条例に基づく障がい者の社会生活に関する施策の実施に当たっては、障がい者が希望する地域において暮らすことができるよう、サービス基盤の地域間格差の是正と地域間の均衡に配慮しなければならない。

### 第3章 障がい者の権利擁護

(障がいを理由とする差別の禁止等)

第19条 道は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

2 道は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁(障害者基本法第2条第2号に規定する社会的障壁をいう。以下この項及び次条第2項において同じ。)の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重

でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第 19 条の 2 事業者及び関係団体は、その事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者及び関係団体は、その事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

第 20 条 道民は、学校、公共交通機関、職場その他障がい者が生活するために必要な場において、障がい者が障がい者でない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要かつ合理的な配慮をするように努めるとともに、障がい者に対して障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。

(虐待の禁止)

第 21 条 何人も、障がい者に対し、次に掲げる行為（以下「虐待」という。）を行ってはならない。

- (1) 障がい者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置及び遺棄等監護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (4) 障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (5) 障がい者の財産を不当に処分することその他当該障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

#### 第 4 章 障がい者が暮らしやすい地域づくり

##### 第 1 節 地域づくりに関する基本指針の策定

(基本指針)

第 22 条 知事は、地域間の福祉サービス等の格差及び障がいの有無や程度による社会参加の機会の不均衡の是正を図りながら、障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進するため、市町村が実施することが望ましい事項等の基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第 23 条 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地域で暮らす障がい者に対する相談支援体制の確保に関すること。
- (2) 障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会（市町村が設置するものに限る。）の設置及び運営に関すること。

- (3) 地域で暮らす障がい者や当該障がい者の支援に関する地域資源の実態の把握に関すること。
- (4) 地域住民と地域における関係者との連携や協力等による障がい者の支援体制（災害時の支援を含む。）の確保に関すること。
- (5) 地域で暮らす障がい者の就労支援に関すること。
- (6) 調整委員会（地域で暮らす障がい者に対する暮らしづらさの解消を図るために、市町村が設置する協議組織をいう。）に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、障がい者が暮らしやすい地域づくりについて必要な事項に関すること。

（意見聴取等）

第 24 条 知事は、基本指針を策定するに当たっては、あらかじめ、障がい者と障がい者の家族及び関係団体の意見を聴くとともに、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

（公表）

第 25 条 知事は、基本指針を策定したときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

（準用）

第 26 条 前 2 条の規定は、基本指針の変更について準用する。

## 第 2 節 道の支援

第 27 条 道は、基本指針に基づく施策の促進を図るとともに、基本指針に基づく市町村の取組に対して、次に掲げる支援のための措置を講じなければならない。

- (1) 障がい者に対する支援の状況を勘案して規則で定める圏域ごとに市町村の取組に対する助言等を行う支援員を配置すること。
- (2) 基本指針に基づく施策に必要な人材を養成すること。
- (3) その他市町村における必要な体制の整備に対する支援策を講ずること。

## 第 5 章 障がい者に対する就労の支援

（就労支援に関する施策）

第 28 条 道は、障がい者の希望と適性に応じ、障がい者が雇用契約に基づき就労することが可能となり、及び福祉的就労関係事業所（障害者総合支援法に基づく就労継続支援その他就労関係の事業を実施する事業所をいう。第 31 条第 3 項及び第 32 条において同じ。）における工賃の水準の向上その他必要な環境が整備されるよう、企業、関係行政機関その他関係者との連携及び協力により、必要な施策を講じなければならない。

2 道及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 1 項に規定する事業主又は使用者は、同条第 2 項で定める障害者雇用率の達成はもとより、一層の障がい者雇用の促進に努めなければならない。

3 前項以外の事業主又は使用者は、事業内容などを勘案して、障がい者の雇用促進に努めるものとする。

4 道及び事業主又は使用者は、障がい者を理由に、採用の拒否、解雇及び賃金、昇進等の労

働条件や労働環境において、不利益又は不当な扱いを行わないよう努めなければならない。

(就労支援推進計画の策定)

第 29 条 道は、前条の施策を実施するための計画（以下「就労支援推進計画」という。）を策定しなければならない。

2 就労支援推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、第 33 条の北海道障がい者就労支援推進委員会の意見を聴かななければならない。

(認証制度)

第 30 条 知事は、障がい者の就労を支援する施策を推進するため、障がい者の就労支援を行う事業者に対する認証を行うものとする。

2 前項の認証のための基準は、規則で定める。

3 知事は、事業者による第 1 項の認証の取得を促進するため、低利の融資、入札上の優遇その他の措置を講ずるものとする。

4 知事は、第 1 項の認証を取得した事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認証を取り消すことができる。

(1) 認証の内容又は条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により認証を受けたとき。

(指定法人)

第 31 条 知事は、第 3 項に規定する障がい者の就労を支援する施策を推進する業務を実施させるため、道内の法人（非営利の法人に限る。）であって、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により指定することができる。

(1) 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、その計画を確実に遂行するに足る知識及び能力並びに経理的基礎を有すると認められること。

(2) 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、障がい者の就労の支援を推進するに資すると認められること。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を公示しなければならない。

3 指定法人は、道の監督の下、次に掲げる業務を行う。

(1) 障がい者の就労支援を推進する観点から、福祉的就労関係事業所の販路の確保に関すること。

(2) 障がい者の就労支援を推進する観点からの市場調査、商品開発及びサービスの質の向上に関すること。

(3) 前条に規定する認証制度に関する業務のうち規則で定める事項

(4) その他障がい者の就労支援に関し必要な事項であって規則で定める事項

4 指定法人は、毎事業年度、規則で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 道は、障がい者の就労の支援に関する業務の一部について、指定法人に行わせることができる。



- 6 指定法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書を作成し、及び知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 7 知事は、この条の規定を施行するため必要な限度において、指定法人に対して、第3項の業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。
- 8 知事は、有識者で構成する評価委員会を設置し、指定法人の事業評価を行わせなければならない。
- 9 知事は、指定法人が第1項に定める要件を欠き、又は第7項に定める命令に違反した場合は、指定を取り消すことができる。
- 10 前各項に定めるもののほか、指定法人に関し必要な事項は、規則で定める。

(調達等への配慮)

第32条 道は、障がい者の就労を支援する施策を推進するため、道の物品又は役務の調達等に当たっては、福祉的就労関係事業所及び第30条の認証を取得した事業者に対し配慮するよう努めるものとする。

#### 第6章 北海道障がい者就労支援推進委員会

(設置)

第33条 北海道における障がい者の就労の支援を推進するため、知事の附属機関として、北海道障がい者就労支援推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第34条 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、障がい者の就労を支援する施策の推進に関する重要事項を調査審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務に関すること。

2 推進委員会は、障がい者の就労の支援の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第35条 推進委員会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第36条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 障がい者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 障がい者の保健福祉に関係する団体の役職員
- (4) 事業者（法人にあっては、その役職員）
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 37 条 推進委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定める順序により、その職務を代理する。

(会議)

第 38 条 推進委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 推進委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 39 条 推進委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、推進委員会から付託された事項について調査審議するものとする。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第 40 条 この章に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が推進委員会に諮って定める。

## 第 7 章 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会

(設置)

第 41 条 道は、規則で定める圏域ごとに、障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（以下「地域づくり委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 42 条 地域づくり委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障がい者の地域での暮らしを支えるサービスに関すること。
  - (2) 差別や虐待及び権利擁護に関すること。
  - (3) その他地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関すること。
- 2 前項に定めるもののほか、地域づくり委員会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)第 18 条第 1 項に規定する情報の交換及び協議を行う。

(組織)

第 43 条 地域づくり委員会は、委員 10 人以内で組織する。

(委員)

第 44 条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 当該圏域で生活する障がい者
- (2) 地域住民
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(規則への委任)

第45条 第41条から前条までに定めるもののほか、地域づくり委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

(地域づくり推進員)

第46条 道は、地域づくり委員会を運営するため、第41条で規定する圏域ごとに、知事の委嘱により、地域づくり推進員を置く。

2 地域づくり推進員は、地域づくり委員会を招集するとともに、その運営に係る地域づくり委員会を総理する。

3 地域づくり推進員は、地域づくり委員会において協議する事項に応じ、委員のうちから適当なものに対し、協議に参加させるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、地域づくり推進員は、協議する事項に応じ、必要と認める参考人に対し、協議への参画を求めることができる。

5 地域づくり推進員は、第42条第1項各号に掲げる事項について、第49条第1項に規定する北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部に審議を求めることができる。

(調査)

第47条 知事又は地域づくり推進員は、虐待に関する事案及び障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に係る協議に際して必要な事実を確認する場合にあっては、当該協議に必要な事実に関し、調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

(勧告等)

第48条 地域づくり推進員は、地域づくり委員会における協議の結果、すべての委員の賛成により、著しい暮らしづらさがあると判断した場合にあっては、当該暮らしづらさの原因となる者に対して、改善のための指導をすることができる。

2 前項の指導(虐待及び障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に限る。)の結果、改善が図られない場合にあっては、地域づくり推進員は、知事に対して、当該暮らしづらさの原因となる者に対して改善を勧告することを求めることができる。

3 前項に規定する求めがあった場合、知事は、改善の勧告を行うことができる。この場合においては、知事は、あらかじめ期日、場所及び事案の内容を示して、当該事案の原因となる者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。

4 前項の勧告を行ったにもかかわらず、改善が図られない場合にあっては、知事は、当該勧告内容を公表することができる。

第8章 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部

(北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部)

第49条 障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、道に北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

- 2 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。
  - (1) 暮らしやすい地域づくりの推進に関する重要事項の企画、調整及び推進に関すること。
  - (2) 各圏域に設置された地域づくり委員会から審議を求められた事項に関すること。
  - (3) その他障がい者施策の推進に関し必要な事項に関すること。
- 3 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 4 本部長は知事をもって、副本部長は副知事をもって充てる。
- 5 本部員は、学識経験者、規則で定める関係行政機関の職員等をもって充てる。
- 6 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を総理する。
- 7 本部長に事故があるときは、副本部長のうちから、本部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 推進本部の会議は、本部長が招集する。  
(調査部会)

第50条 推進本部に、前条第2項第2号に規定する事項について審議を行うために、調査部会を置く。

- 2 調査部会の委員については、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 調査部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、委員が互選する。
- 5 部会長は、調査部会を代表し、会務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。  
(規則への委任)

第51条 前2条に定めるもののほか、推進本部及び調査部会の組織並びに運営に関し必要な事項は規則で定める。

## 第9章 雑則

(年次報告)

第52条 知事は、毎年度、議会に、この条例に基づき講じた障がい者の地域における社会生活に関する施策の推進状況に関する報告を提出しなければならない。

(規則への委任)

第53条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、施行の準備等を勘案して、規則で定める日から施行する。ただし、第1章、第2章及び第9章の規定は、公布の日から施行する。

[平成21年9月規則第74号で、同22年4月1日から施行。ただし、第3章の規定は、同21年10月1日から施行]

(経過措置)

- 2 道は、就労支援推進計画を策定するに当たって、この条例の施行前に策定した同趣旨の計画については、その一部とみなすことができる。

(検討)

- 3 知事は、この条例の施行の日から3年を目途として国内の法制度の動向等を踏まえて必要な措置を講じ、その後は、5年を経過するごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

◎障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例（平成 22 年岩手県条例第 59 号）

これまで本県においては、障がいのある人の福祉向上のための様々な取組が行われ、障がいについての県民の理解は徐々に深まりつつある。

しかしながら、依然として、障がいのあることを理由に、障がいのある人を区別する意識やこれに基づいた社会における制度が存在し、障がいのある人の社会参加を妨げる障壁となっている。

私たちは、このような状況を憂慮し、これまで障がいのある児童等と障がいのない児童等が分け隔てなく教育を受けられる機会の拡充が十分に図られていなかったことや障がいのある人に対する誤解、偏見、理解の不足等を解消するための取組が十分に行われていなかったこと等が一因となって様々な障壁を生み、障がいのある人の地域社会への参加を妨げてきたということを改めて認識しなければならない。

今、全国を上回る速度で少子高齢化が進み、地域の担い手が減少していく中であって、今後、本県が持続可能な社会を構築していくためには、障がいのある人もない人もそれぞれが地域における役割を担い、共に生きる地域づくりを早急に進めていく必要がある。そのためには、すべての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加することができるよう、共に学び共に生きる中で、将来の地域づくりを担うかけがえのない人材に対する正しい知識の普及と理解の促進を図り、障がいのある人に対する不利益な取扱いを解消することが必要である。

ここに私たちは、障がいのある人と障がいのない人とが互いに個人の権利を尊重し合いながら心豊かに主体的に生活することができる地域づくりを目指すことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、障がいのある人と障がいのない人とが互いに権利を尊重し合いながら共に学び共に生きる地域づくりを推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 2 条第 1 号に規定する身体障害、知的障害又は精神障害、高次脳機能障害その他これらに準ずる障害があることに伴い、その時々の社会的環境において求められる能力又は機能に達しないことにより、継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。
- (2) 不利益な取扱い 障がいがあることを理由として不利な区別、排除及び権利の制限をすること並びに障がいのない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするための必要かつ合理的な配慮（社会通念上相当と認められる程度

を超えた人的負担、物的負担、経済的負担その他の過重な負担を課するものと認められる場合を除く。)をしないこと。

(基本理念)

第3条 障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消は、障がいのある人自らが選択した地域において生活し、地域社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する権利を尊重することを基本として、行われなければならない。

2 障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消のための取組は、不利益な取扱いの多くが、障がいに対する誤解、偏見、理解の不足等に起因するものであることにかんがみ、障がいについての理解を深めることを基本として、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施するものとする。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、当該市町村の地域の特性に応じて、それぞれの立場において、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策を推進するよう努めるものとする。

(県民等の役割)

第6条 県民及び事業者(以下「県民等」という。)は、障がいのある人が、地域の一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できるよう、支援に努めることにより、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい地域づくりに努めるものとする。

2 県民等は、基本理念にのっとり、障がいについての理解を深め、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消並びに県及び市町村が実施する障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策への協力に努めるものとする。

3 県民等は、障がいのある人の家族に対して必要な配慮をするよう努めるものとする。

4 障がいのある人は、自らの障がいの特性及び障がいのあることによる生活上の困難について県民等に伝え、理解が得られるよう努めるものとする。

(不利益な取扱いの禁止)

第7条 何人も、障がいのある人に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

(虐待の禁止)

第8条 何人も、障がいのある人に対し、次に掲げる行為(以下「虐待」という。)をしてはならない。

(1) 障がいのある人の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 障がいのある人にわいせつな行為をすること又は障がいのある人をしてわいせつな行為をさせること。

(3) 障がいのある人を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の障がいのある人を養護すべき義務を著しく怠ること。

(4) 障がいのある人に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がいのある人に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(5) 障がいのある人の財産を不当に処分することその他当該障がいのある人から不当に財産上の利益を得ること。

(交流機会の拡大等)

第9条 県は、障がいのある人と障がいのない人との交流の機会の拡大及び充実にともに、障がいのある人と障がいのない人との交流の場への積極的な参加を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(職員の育成)

第10条 県は、障がいのある人に対する支援を適切に行うため、医療、保健、福祉、教育等の業務において、障がいに関する専門的知識を有する職員の育成を図るとともに、すべての職員が障がいについての知識及び理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供及び意見の聴取)

第11条 県は、障がいについての理解の促進に資する情報を県民等に対し提供するとともに、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する普及啓発に努めるものとする。

2 県は、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関し、県民等から意見を求め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育の支援体制の整備及び充実)

第12条 県は、障がいのある人もない人も共に生きる地域づくりの推進に果たすべき教育の役割の重要性にかんがみ、障がいのある人が障がいのない人と共に学び、必要な教育を受けることができるよう、教育の支援体制の整備及び充実に努めるものとする。

(相互連携)

第13条 県は、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策の推進に当たっては、障がいのある人の団体その他の社会福祉関係団体（以下「関係団体」という。）及び市町村と緊密な連携を図るものとする。

(関係団体等への支援)

第14条 県は、県民等及び関係団体が自発的に行う障がいについての理解を深め、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に資する活動を促進するため、必要な施策を実施するものとする。

(不利益な取扱い等に関する相談、助言等)

第15条 県は、障がいのある人に対する不利益な取扱い及び虐待に関する相談に応じ、これに対する助言及び調整等必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。



2 知事は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

◎山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例（平成28年山形県条例第25号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 障がいを理由とする差別の解消の推進

第1節 障がいを理由とする差別の解消（第8条・第9条）

第2節 障がいを理由とする差別に関する相談体制（第10条・第11条）

第3章 共生する社会の実現に向けた施策（第12条—第17条）

第4章 共生する社会の実現に向けた推進体制の整備（第18条）

附則

全ての人は、基本的人権を享有するかけがえのない個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有しており、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いにその人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる社会こそ、私たちが目指す社会である。

しかしながら、今なお、障がい及び障がい者に対する誤解や偏見及びこれらに起因する障がい者に対する不当な差別的取扱いが、障がい者の社会参加や自立を妨げる様々な社会的障壁として存在している。

このような状況において、県民一人一人が障がいを理由とする差別を身近な問題として捉え、障がいや障がい者に対する理解を深めるとともに、障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じた適切な配慮について学び、及び実践することは、障がいを理由とする差別を解消し、ひいては私たちが目指す社会を実現するための重要な一歩となる。

ここに、障がいを理由とする差別の解消を推進し、全ての県民が一体となって「共生する山形」を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、障がいを理由とする差別の解消に関し、基本理念並びに県の責務及び県民等の役割を明らかにし、障がいを理由とする差別の解消の基本となる事項を定めるとともに、県民の障がい及び障がい者に対する理解の促進その他の必要な施策を策定し、及び推進することにより、もって障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であつて、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- (2) 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障がいを理由とする差別 障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしないことをいう。
- (4) 合理的な配慮 障がい者（障がい者がある意思の表明を行うことが困難である場合にあってはその家族等）の求めに応じて障がい者が障がい者でない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために、必要かつ合理的な配慮を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。

（基本理念）

第3条 障がいを理由とする差別の解消の推進及び第1条に規定する社会（以下「共生する社会」という。）の実現は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 全ての県民は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- (2) 全ての障がい者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (3) 全ての障がい者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (4) 全ての障がい者は、言語（手話を含む。以下同じ。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

（県の責務）

第4条 県は、障がいを理由とする差別の解消の推進に必要な施策及び共生する社会の実現に向けた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

（市町村との連携等）

第5条 県は、市町村と連携し、かつ、協力して、障がいを理由とする差別を解消するための施策及び共生する社会の実現に向けた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 県は、市町村が障がいを理由とする差別を解消するための施策及び共生する社会の実現に向けた施策を策定し、及び実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（県民等の役割）

第6条 県民及び事業者（以下「県民等」という。）は、障がい及び障がい者についての理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する障がいを理由とする差別を解消するための施策及び共生する社会の実現に向けた施策の推進に協力するものとする。

（財政上の措置）

第7条 県は、障がいを理由とする差別の解消に関する施策及び共生する社会の実現に向けた施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第2章 障がい者を理由とする差別の解消の推進

### 第1節 障がい者を理由とする差別の解消

(障がい者を理由とする不当な差別的取扱い)

第8条 この条例において、障がい者を理由とする不当な差別的取扱いとは、障がい者に対し、障がい者を理由として、正当な理由なく次に掲げる取扱いをすることをいう。

- (1) 情報の提供及び受領に関し、次に掲げる取扱いをすること。
  - イ 不特定多数の者に対して情報の提供を行う者が、障がい者が用いることのできる手段による情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
  - ロ 不特定多数の者から情報を受領する者が、障がい者が用いることのできる手段による意思の表示を受けることを拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- (2) 労働及び雇用に関し、次に掲げる取扱いをすること。
  - イ 事業主が、労働者の募集又は採用を行う場合において、障がい者について募集若しくは採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
  - ロ 事業主が、障がい者を雇用する場合において、賃金、労働時間その他の労働条件、配置、昇進、降格、教育訓練、研修若しくは福利厚生について不利益な取扱いをし、又は解雇すること。
- (3) 福祉サービスの提供に関し、次に掲げる取扱いをすること。
  - イ 障害福祉サービス、介護保険サービスその他の福祉サービス（以下「福祉サービス」という。）の提供を行う者が、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
  - ロ 福祉サービスの提供を行う者が、障がい者の意思に反して、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、福祉サービスを行う施設への入所その他福祉サービスの利用を強制すること。
- (4) 医療の提供に関し、次に掲げる取扱いをすること。
  - イ 医療の提供を行う者が、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
  - ロ 医療の提供を行う者が、法令に別段の定めがある場合を除き、障がい者の意思に反して、医療を受けることを強制すること。
- (5) 商品の販売及びサービスの提供に関し、商品の販売及びサービスの提供を行う者が、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- (6) 教育に関し、次に掲げる取扱いをすること。
  - イ 教育関係者（教育に関する業務に係る機関及び教育に関する業務に従事する者をいう。以下同じ。）が、教育を受けさせることを拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 教育関係者が、障がい者及びその保護者（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者をいう。以下同じ。）への意見聴取及び必要な説明を行うことなく、又はこれらの者の意見を十分に尊重せず、就学すべき学校（同法第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいう。）を決定すること。

(7) 不特定多数の者の利用に供される建築物その他の施設（以下「公共的施設」という。）の利用に関し、公共的施設の所有者、管理者又は占有者が、公共的施設の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(8) 公共交通機関の利用に関し、公共交通事業者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 2 条第 4 号に規定する公共交通事業者等をいう。）が、旅客施設（同条第 5 号に規定する旅客施設をいう。）及び車両等（同条第 7 号に規定する車両等をいう。）の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(9) 不動産取引に関し、不動産の売買、賃貸借その他の不動産取引を行う者が、不動産の売却、賃貸等を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、障がい者に対し、不利益な取扱いをすること。

（障がいを理由とする差別の解消の推進）

第 9 条 県民等は、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを防止するとともに、障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じた合理的な配慮に関する知識及び理解を深め、及び実践することにより、障がいを理由とする差別の解消に積極的に取り組むものとする。

2 県は、前項に規定する取組を推進するため、県民等に対し、障がいを理由とする差別に関する情報を提供するものとする。

#### 第 2 節 障がいを理由とする差別に関する相談体制

（障がいを理由とする差別に関する相談）

第 10 条 県は、障がい者及びその家族その他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 相談者に対して必要な助言及び情報提供を行う業務
- (2) 相談に係る関係者との調整その他の必要な対応を行う業務
- (3) 関係行政機関への通知その他連絡調整を行う業務

（相談員の配置）

第 11 条 知事は、前条に掲げる業務を行わせるため、当該業務を適正かつ確実に行うことができる者を相談員として委嘱することができる。

2 相談員は、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。相談員でなくなった後も、同様とする。

#### 第 3 章 共生する社会の実現に向けた施策

（啓発及び知識の普及）

第12条 県は、共生する社会を実現する上で障がい者と障がい者でない者との相互理解の促進が重要であることに鑑み、障がい及び障がい者に対する県民の関心と理解を深めるための啓発、知識の普及その他必要な施策を推進するものとする。

(福祉に関する教育等)

第13条 県は、障がい者である児童及び生徒と障がい者でない児童及び生徒との交流及び共同学習の機会の確保並びに福祉に関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(意思疎通のための手段の確保)

第14条 県は、障がい者の言語その他の意思疎通及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の確保及び拡大を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(地域生活の支援)

第15条 県は、障がい者のどこで誰と生活するかについての選択の機会の確保及び地域社会において他の人々と共生することを妨げられることなく健康で安心して生活できる場の確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(雇用及び就労の支援)

第16条 県は、障がい者の職業選択の自由を尊重しつつ、障がい者がその能力に適合する職業に従事することができるようにするため、障がい者の多様な就労の機会を確保するよう努めるとともに、関係機関と連携し、個々の障がい者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(社会参加活動の推進)

第17条 県は、障がい者が文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションその他の社会参加活動を円滑に行うことができるよう、参加の機会の確保その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 第4章 共生する社会の実現に向けた推進体制の整備

(共生する社会の実現に向けた推進体制の整備)

第18条 県は、障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、及び共生する社会の実現に向けた施策を推進するための体制を整備するものとする。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行後3年を目途として、この条例及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の施行の状況、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

◎埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例  
(平成 28 年埼玉県条例第 18 号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 共生社会を推進するための施策（第七条—第十五条）

第三章 障害を理由とする差別を解消するための施策（第十六条—第二十四条）

第四章 雑則（第二十五条）

附則

温和な気候に恵まれ、穏やかな県民性を持った私たちの埼玉県には、思いやりや助け合いの心を育む地域の風土がある。

平成二十六年に我が国が批准した障害者の権利に関する条約は、全ての人権及び基本的自由が普遍的であり、不可分のものであり、相互に依存し、かつ、相互に関連を有すること並びに障害者が全ての人権及び基本的自由を差別なしに完全に享有することを保障することが必要であることなどを明らかにしている。

しかしながら、今なお、社会の実態は、障害や障害のある人に関する理解が深まっていないことから、社会的な障壁が残り、障害を理由とする差別の解消には至っていない状況にある。

もとより、人は、一人一人が異なる個性や素晴らしい持ち味を持っている。そして、誰もが自分の持ち味を生かすことによって、他の誰かを笑顔にし、明るい社会を築くことができる。思いやりや助け合いの心を育む風土に生きる私たち一人一人の持ち味を生かせる社会をつくるのが、明日の埼玉県の原動力になる。

障害のある人もない人も、互いを理解し、思いやり、共に支え合う心を持つことにより、誰もが安心して生活することができ、ひいては、誰もが生きがいを感じられる埼玉県がつけられていくことを私たちは確信している。

ここに、私たちは、障害を理由とする差別を解消し、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性が尊重される共生社会を推進することを決意し、全ての人が安心して暮らしていける埼玉県をつくるため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、障害者の権利に関する条約、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、共生社会の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、地域活動団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をい

う。)に起因する障害その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この条例において「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(基本理念)

第三条 共生社会(障害を理由とする差別を解消し、障害者と障害者でない者とが分け隔たられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合つて暮らすことのできる社会をいう。以下同じ。)の推進は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、性別や年齢等にかかわらず、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

一 全て障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

三 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

四 何人にも、社会的障壁に係る問題が認識され、障害及び障害者に関する理解が深まること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障害及び障害者並びに共生社会に関する理解を広め、共生社会の推進に関して必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、共生社会を推進するに当たっては、市町村その他関係機関(以下この項において「市町村等」という。)と連携するとともに、当該市町村等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

3 県は、共生社会を推進するに当たっては、その講ずる施策が障害者及びその家族その他の関係者の立場に立ったものとなるよう配慮するものとする。

(県民及び地域活動団体の責務)

第五条 県民及び地域活動団体(地域で文化、スポーツ、ボランティア等の活動に取り組む団体をいう。第七条において同じ。)は、基本理念にのっとり、障害及び障害者並びに共生社会に関する理解を深めるとともに、共生社会の推進に寄与するよう努めなければならない。

(事業者の責務)



第六条 事業者（法第二条第七号に規定する事業者をいう。以下同じ。）は、基本理念にのっとり、障害及び障害者並びに共生社会に関する理解を深め、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮に努め、共生社会の推進に寄与するよう努めなければならない。

## 第二章 共生社会を推進するための施策

### （普及啓発）

第七条 県は、県民、地域活動団体及び事業者が障害及び障害者並びに共生社会に関する理解を深めるよう、障害を理由とする差別の事例を周知する等により普及啓発を行うものとする。

### （交流の機会の拡大及び充実）

第八条 県は、障害者と障害者でない者との交流の機会の拡大及び充実を図り、その相互理解を促進するものとする。

### （社会参加の促進）

第九条 県は、地域社会等における活動を通じた障害者の社会参加の促進のため、必要な施策を講ずるものとする。

### （教育の推進）

第十条 県は、学校において、児童及び生徒が障害及び障害者並びに共生社会に関する正しい知識を持つための教育が行われるよう努めるものとする。

2 県は、共生社会の推進に果たすべき教育の役割の重要性に鑑み、障害者が障害者でない者と共に学び、必要な教育を受けることができるよう、教育の支援体制の整備及び充実にも努めるものとする。

### （意思疎通の手段の確保）

第十一条 県は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成等必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、災害その他非常の事態の場合に、障害者に対しその安全を確保するため、必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとする。

### （就労の促進等）

第十二条 県は、共生社会の実現に向けて、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がある能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就労の機会の拡大に必要な施策を講ずるものとする。

### （表彰）

第十三条 県は、共生社会の推進に特に功績があると認められるものに対し、表彰を行うことができる。

### （職員の育成等）

第十四条 県は、障害者に対して適切な支援を行うため、医療、保健、福祉、教育等の業務において、専門的知識又は技能を有する職員の育成、配置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### （財政上の措置）

第十五条 県は、共生社会の推進のための施策に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 障害を理由とする差別を解消するための施策  
(差別の禁止)

第十六条 何人も、障害者に対して、障害を理由とする不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 県は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害者の保護者その他の関係者が本人を補佐して行ったものを含む。次項において同じ。）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするものとする。

3 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(特定相談及び広域専門相談員)

第十七条 県は、障害を理由とする差別に関する相談（以下「特定相談」という。）に応じるものとする。

2 県は、特定相談に関し、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
- 二 特定相談に応じ、関係者間の必要な調整を行うこと。
- 三 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

3 県は、前項各号に掲げる業務について、専門的知識及び技能を有する者に、これを行わせることができる。

4 前項の業務を行う者は、広域専門相談員と称する。

(助言又はあっせんの申立て)

第十八条 障害者は、自己に対して、事業者が第十六条第一項に規定する不当な差別的取扱いをした事案又は同条第三項に規定する必要かつ合理的な配慮をしなかった事案（以下「対象事案」という。）の解決を図るため、知事に対し、助言又はあっせんの申立てをすることができる。

2 対象事案に係る障害者の保護者その他の関係者は、前項の申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが当該障害者の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 前二項の申立ては、前条に規定する特定相談を経た後でなければ、することができない。

4 第一項及び第二項の規定は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第七十四条の五に規定する紛争については、適用しない。

(事実の調査)

第十九条 知事は、前条第一項又は第二項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実の調査を行うものとする。

2 前条第一項又は第二項の申立てがなされた対象事案に係る者（当該申立てを行った者を含む。以下「対象事案関係者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。

（助言又はあっせん）

第二十条 知事は、前条第一項の調査の結果に基づき、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 助言又はあっせんの必要がないと認めるとき。

二 対象事案がその性質上助言又はあっせんをするのに適当でないとき。

2 知事は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案関係者に対し、助言及びあっせんにあつては対象事案に係る説明若しくは意見の表明又は資料の提出を求め、あっせんにあつてはそのあっせん案を作成し、これを提示することができる。

（勧告）

第二十一条 知事は、対象事案に係る事業者が、正当な理由がなく前条のあっせんに従わない場合（前条第二項の規定による求めに応じない場合を含む。）において、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該あっせんに従い、又は当該求めに応じるよう勧告することができる。

（公表）

第二十二条 知事は、第十六条第一項に規定する不当な差別的取扱いに係る前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

（意見の聴取）

第二十三条 知事は、前条の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

（地域協議会）

第二十四条 県は、地域における障害を理由とする差別に関する相談等について情報を共有し、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、法第十七条に規定する障害者差別解消支援地域協議会を組織するものとする。

#### 第四章 雑則

（委任）

第二十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十八条から第二十三条までの規定は、同年七月一日から施行する。

2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。

◎山梨県障害者幸住条例（平成 27 年山梨県条例第 50 号）

目次

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 障害者の福祉の推進（第九条—第十七条）

第三章 福祉のまちづくり

第一節 福祉のまちづくりのあり方（第十八条）

第二節 特定施設の整備（第十九条—第二十九条）

第四章 障害を理由とする差別の解消

第一節 不当な差別的取扱いの禁止等（第三十条・第三十一条）

第二節 障害を理由とする差別を解消するための取組等（第三十二条—第三十七条）

第五章 雑則（第三十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、共生社会を構築するための施策に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援のための施策、福祉のまちづくりの推進に関する事項、障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項等を定めることにより、障害者幸住社会（障害者が生きがいを持ち、幸せに暮らすことができる社会をいう。）の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この条例において「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

3 この条例において「共生社会」とは、障害者と障害者でない者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共に暮らすことができる社会をいう。

（基本理念）

第三条 共生社会を構築するための施策の推進は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段につ

いての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

四 障害及び社会的障壁に係る問題は、障害の有無にかかわらず、全ての県民の問題として認識され、その理解が深められること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、共生社会を構築するための施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の役割)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、共生社会を構築するための施策に関する関心と理解を深めるとともに、県が実施する共生社会を構築するための施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村との連携)

第六条 県は、市町村と連携し、かつ、協力して、共生社会を構築するための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 県は、市町村が共生社会を構築するための施策を策定し、及び実施しようとするときは、市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(関係団体との連携)

第七条 県は、共生社会を構築するための施策を策定し、及び実施するに当たっては、障害者団体（障害者又はその家族その他の関係者で構成され、障害者に対する支援を主な活動とする団体をいう。第三十七条第一項において同じ。）その他の関係団体の意見を聴くよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第八条 県は、共生社会を構築するための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 障害者の福祉の推進

(啓発及び交流)

第九条 県は、社会的障壁を除去し、障害者と障害者でない者の相互理解を促進するため、障害及び障害者に関する知識の普及啓発を推進するとともに、障害者と障害者でない者の交流の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(福祉)

第十条 県は、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。第三十条第二号において同じ。）、相談支援（同法第五条第十六項に規定する相談支援をいう。第三十条第二号において同じ。）及び地域生活支援事業（同法第七十八条第一項に規定する地域生活支援事業をいう。）の提供体制の確保その他必要な施策を講ずるものとする。

(医療)

第十一条 県は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じた治療、リハビリ

テーションその他の医療が提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、市町村及び医療機関と連携を図り、障害の原因となる傷病の早期発見及び早期治療に資する施策その他必要な施策を講ずるものとする。

(教育)

第十二条 県は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童、生徒等が障害者でない児童、生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障害者である児童、生徒等と障害者でない児童、生徒等との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、障害者に対する理解と思いやりのある児童、生徒等を育成するため、福祉教育を推進するよう必要な施策を講ずるものとする。

(就業機会の確保等)

第十三条 県は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障害者の雇用及び就労に関する事業主の理解を深めるとともに、障害者の雇用及び就労を促進するため、障害者の優先雇用その他必要な施策を講ずるものとする。

(公共交通機関の利用)

第十四条 県は、障害者が公共交通機関を安全にかつ安心して利用することができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動等)

第十五条 県は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講ずるものとする。

(円滑な意思疎通)

第十六条 県は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者の意思疎通を仲介する者の養成その他必要な施策を講ずるものとする。

(防災)

第十七条 県は、障害者が地域において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災に関し必要な施策を講ずるものとする。

### 第三章 福祉のまちづくり

#### 第一節 福祉のまちづくりのあり方

第十八条 県は、市町村、事業者及び県民と連携を図り、障害者が自らの意思で自由にかつ

容易に社会経済活動に参加することができるよう福祉のまちづくりの推進に努めるものとする。

- 2 不特定かつ多数の者の利用に供する施設を設置し、又は管理する者は、障害者がその施設を安全にかつ快適に利用することができるよう配慮するものとする。

## 第二節 特定施設の整備

(特定施設)

第十九条 この節において「特定施設」とは、娯楽施設、店舗その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。

(特定施設整備基準)

第二十条 知事は、特定施設の構造及び設備の整備について必要な基準（以下「特定施設整備基準」という。）を定めなければならない。

- 2 特定施設整備基準は、特定施設の種類及び規模ごとに次に掲げる事項について規則で定めるものとする。

- 一 車椅子で通行することができる傾斜路の設置
- 二 車椅子で通行することができる出入口等の幅員の確保
- 三 階段の手すりの設置
- 四 障害者が利用することができる便所、駐車場及びエレベーターの設置
- 五 視覚障害者誘導用ブロック（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第十一条第二号に規定する点状ブロック等及び同令第二十一条第二項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。）の設置
- 六 前各号に掲げるもののほか、障害者の利用に配慮すべき事項

(特定施設整備基準への適合)

第二十一条 特定施設の新築、増築、改築若しくは移転又は大規模の修繕（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）若しくは大規模の模様替（同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）（以下「特定施設の新築等」という。）をしようとする者は、特定施設を特定施設整備基準に適合させるよう努めなければならない。

(特定施設の新築等の届出)

第二十二条 特定施設の新築等をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 特定施設の場所
- 三 特定施設の種類
- 四 特定施設の規模
- 五 特定施設の新築等の別
- 六 特定施設の構造及び設備の内容（特定施設整備基準に係るものに限る。）
- 七 その他規則で定める事項



2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(指導等)

第二十三条 知事は、前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定施設が特定施設整備基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

(工事の完了検査)

第二十四条 第二十二條の規定による届出をした者は、その届出に係る特定施設の新築等の工事を完了した場合においては、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受理した場合においては、その届出に係る特定施設が特定施設整備基準に適合しているかどうかを検査しなければならない。

3 知事は、前項の規定による検査をした場合において、当該検査に係る特定施設が特定施設整備基準に適合していることを認めたときは、第一項の規定による届出をした者に対し、適合証を交付しなければならない。

(立入調査)

第二十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定施設に立ち入り、当該特定施設が特定施設整備基準に適合しているかどうかについて調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第二十六条 知事は、特定施設の新築等をしようとする者が第二十二條の規定による届出をしないで当該特定施設の新築等の工事に着手したときは、当該者に対し、同条の規定による届出をすることを勧告することができる。

2 知事は、第二十二條の規定による届出をした者がその届出と異なる工事を行ったときは、当該者に対し、その届出に基づく工事を行うことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(公表)

第二十七条 知事は、前条の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該者に意見陳述の機会を与えなければならない。

(維持等)

第二十八条 特定施設の新築等を行い、当該特定施設を特定施設整備基準に適合させた者は、当該適合させた部分の機能を維持するよう努めなければならない。

2 何人も、特定施設整備基準に係る特定施設の効用を妨げるような行為をしてはならない。

(国等に関する特例)

第二十九条 国、地方公共団体その他規則で定める法人（次項において「国等」という。）が行う特定施設の新築等については、第二十二條から第二十七條までの規定は、適用しない。

2 知事は、国等に対し、特定施設の特定施設整備基準への適合の状況その他必要と認める事項について報告を求めることができる。

#### 第四章 障害を理由とする差別の解消

##### 第一節 不当な差別的取扱いの禁止等

（不当な差別的取扱いによる障害者の権利利益の侵害の禁止）

第三十条 県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第七条第一項又は第八条第一項の不当な差別的取扱いに該当する次に掲げる取扱いをはじめ、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

一 障害者に社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、当該障害者に対し、その生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、当該障害者が住み慣れた地域で生活するために必要な当該福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

二 障害者に障害福祉サービスを提供する場合において、当該障害者に対し、相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、当該障害者の意に反して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める施設若しくは同条第十一項に規定する障害者支援施設に入所させ、又は同条第十五項に規定する共同生活援助を行う住居に入居させること。

三 障害者に医療を提供する場合において、当該障害者に対し、次に掲げる取扱いをすること。

イ 当該障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 法令に特別の定めがある場合を除き、その障害を理由として、当該障害者の意に反して長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離すること。

四 障害者に教育を行う場合において、当該障害者に対し、次に掲げる取扱いをすること。

イ 当該障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を講じないこと。

ロ 当該障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、当該障害者及びその保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。次条第一項において同じ。）の意見を十分に尊重せずに、当該障害者が義務教育を受けるために就学すべき学校を決定すること。

- 五 障害者に商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、当該障害者に対し、その障害の特性により他の者に対して提供するサービスの質が著しく損なわれるおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- 六 労働者の募集又は採用を行う場合において、障害者に対し、従事させようとする業務を障害者が適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、募集若しくは採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- 七 障害者を雇用する場合において、当該障害者に対し、業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件、教育訓練若しくは福利厚生について不利益な取扱いをし、又は解雇すること。
- 八 不特定かつ多数の者の利用に供する施設又は公共交通機関を障害者の利用に供する場合において、当該障害者に対し、当該施設又は当該公共交通機関の車両等の構造上やむを得ないと認められる場合、当該障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、当該施設若しくは当該公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- 九 不動産の売却、賃貸、賃借権の譲渡又は賃借物の転貸（以下この号において「不動産の売却等」という。）を行う場合において、障害者又は障害者と生計を一にする者に対し、建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、不動産の売却等を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- 十 障害者に情報を提供し、又は障害者から情報の提供を受ける場合において、当該障害者に対し、次に掲げる取扱いをすること。
- イ 当該障害者から情報の提供を求められた場合において、当該障害者に対し、当該情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- ロ 当該障害者が意思を表示する場合において、当該障害者に対し、当該障害者が選択した意思表示の方法によっては当該障害者の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、意思の表示を受けることを拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

（社会的障壁の除去のための合理的な配慮）

第三十一条 県は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害者の保護者、後見人その他の関係者が当該障害者の

代理人として行ったもの及びこれらの者が当該障害者の補佐人として行った補佐に係るものを含む。次項において同じ。)があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

## 第二節 障害を理由とする差別を解消するための取組等

### (特定相談)

第三十二条 障害者及びその家族その他の関係者は、知事に対し、次に掲げる相談（次項、第三十四条第一項第二号及び第三十五条第三項において「特定相談」という。）を行うことができる。

- 一 県又は事業者が関与する第三十条各号に掲げる取扱いその他の障害を理由とする障害者でない者との不当な差別的取扱いに関すること。
- 二 県又は事業者が行う社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関すること。

- 2 知事は、特定相談があったときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 特定相談の内容に応じ、当該特定相談に係る関係者に対し、助言、情報の提供その他の必要な支援を行うこと。
- 二 特定相談に係る関係者相互の調整を図ること。

### (障害者差別地域相談員)

第三十三条 知事は、次に掲げる者に、前条第二項各号に掲げる措置に係る業務（第三十五条第一項及び第三項並びに第三十七条第一項において「特定相談業務」という。）の全部又は一部を委託することができる。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十二条の三第三項に規定する身体障害者相談員
- 二 知的障害者福祉法（昭和三十一年法律第三十七号）第十五条の二第三項に規定する知的障害者相談員
- 三 前二号に掲げる者のほか、障害者の福祉の増進に関し熱意と識見を有する者であって知事が適当と認めるもの

- 2 前項の規定により委託を受けた者は、障害者差別地域相談員と称する。

- 3 障害者差別地域相談員は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

- 4 障害者差別地域相談員又は障害者差別地域相談員であった者は、正当な理由なく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(障害者差別解消推進員)

第三十四条 知事は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 障害者差別地域相談員に対する指導及び助言

二 特定相談に係る法務局及び地方法務局、都道府県労働局その他の関係機関との連絡調整

2 前項各号に掲げる業務に従事する職員は、障害者差別解消推進員と称する。

(指導及び助言並びに情報の提供)

第三十五条 障害者差別地域相談員は、特定相談業務について、必要に応じて、障害者差別解消推進員に対し、指導及び助言を求めることができる。

2 障害者差別解消推進員は、前項の規定による求めがあったときは、適切な指導及び助言を行うとともに、必要に応じて、障害者差別地域相談員と協力して第三十二条第二項第二号に掲げる措置を講ずるものとする。

3 障害者差別解消推進員は、障害者差別地域相談員が可能な限り特定相談業務を遂行したにもかかわらず、当該特定相談業務に関する事案を解決することが困難であると認めた場合は、当該特定相談業務に係る特定相談を行った者の意向を確認の上、前条第一項第二号の関係機関に連絡し、及び当該特定相談に関する情報を提供するものとする。

(連携及び協力)

第三十六条 専門的知識を有し障害者に関する相談を受ける者は、県及び障害者差別地域相談員と連携し、障害を理由とする差別を解消するための取組に協力するよう努めるものとする。

(山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議)

第三十七条 県は、特定相談業務を円滑に進めるための指導及び助言その他の障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行い、共生社会を構築するための施策を推進するため、第三十四条第一項第二号の関係機関、障害者団体その他の関係者で構成する山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議を組織する。

2 県は、前項の山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議が円滑に運営されるよう必要な措置を講ずるものとする。

## 第五章 雑則

第三十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の山梨県障害者幸住条例（以下この項及び次項において「旧条例」という。）第二十六条第一項の規定による届出がされている旧条例第二十五条に規定する特定施設の建築等（この条例による改正後の山梨県障害者幸住条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第十九条に規定する特定施設に該当

する施設に係るものに限る。)については、新条例第三章第二節の規定は適用せず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第二十八条第三項の規定により交付されている適合証（新条例第十九条に規定する特定施設に該当する施設に係るものに限る。）は、新条例第二十四条第三項の規定により交付された適合証とみなす。

（検討）

- 4 知事は、この条例の施行後おおむね三年ごとに、この条例の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

◎岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例（平成 28 年岐阜県条例第 38 号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 障害を理由とする差別の禁止（第九条）

第三章 共生社会実現施策（第十条—第十五条）

附則

豊かな森を源として県内をあまねく流れる「清流」は、美しい自然や伝統的な文化を育んできただけでなく、里や街、人と人をつなぎ、地域の絆きずなを深め、障害のある人もない人も共に生きる社会を徐々に育んできた。

さらに、ぎふ清流大会においては、障害のある人が積み重ねた努力の成果を発揮する姿や障害を乗り越えて懸命に頑張る姿が、県民に感動を与えるとともに、県民総参加による地域の絆づくりの取組が、障害のある人もない人も共に生きる社会づくりをさらに推し進める契機となった。

しかしながら、障害のある人の社会参加が進む中、今なお障害を理由とする差別や社会的障壁が存在することも事実である。

こうした状況を踏まえ、障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進することはもちろん、さらに一歩進んで、障害のある人となない人とが積極的に交流する機会を幼児期から増やし、障害のある人もない人も共に生きる社会づくりを進めていかなければならない。

このため、障害のある人への誤解や偏見を無くしていくよう、教育や普及啓発、交流の機会の創出等に、県、障害者関係団体、市町村、県民及び事業者が、それぞれの役割を果たすとともに、互いに連携して、又は一体となって取り組む必要がある。

ここに、全ての県民のために、障害を理由とする差別を解消するとともに、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない個人として尊重し合い、障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくりを目指して、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、障害のある人に対する理解を深めることその他の障害を理由とする差別を解消するための取組及び障害のある人と障害のない人との交流を促進するための取組について、基本理念を定め、県の責務並びに障害者関係団体、市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定め、これらの取組に係る施策を総合的に推進することにより、障害を理由とする差別を解消し、障害のある人も障害のない人も分け隔てなく共に安心して暮らせる社会（以下「共生社会」という。）の実現を図り、もって県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「障害のある人」とは、障害がある者であつて、障害及び社会的

障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この条例において「障害」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。

3 この条例において「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（基本理念）

第三条 共生社会の実現は、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提に、次の事項を旨として図られなければならない。

一 全ての障害のある人は、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

二 全ての障害のある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共に暮らすことを妨げられないこと。

三 全ての障害のある人は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

四 障害を理由とする差別及び社会的障壁に係る問題は、障害の有無にかかわらず、全ての県民の問題として認識され、その理解が深められること。

五 県内に暮らす障害のある人の生活だけでなく、県外から訪れる障害のある人の過ごしやすさにも配慮されること。

（県の責務）

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害を理由とする差別の解消及び障害のある人と障害のない人との交流の促進による共生社会を実現するための施策（以下「共生社会実現施策」という。）を総合的かつ主体的に策定し、及び実施する責務を有する。

（障害者関係団体の役割）

第五条 障害者関係団体は、基本理念にのっとり、障害のある人の意見を聴き、必要に応じ、県及び市町村に対し必要な措置を講ずるよう要請することその他の共生社会を実現するために必要な障害のある人に対する支援を行うよう努めるものとする。

2 障害者関係団体は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるための啓発を行うとともに、県、市町村又は他の障害者関係団体を実施する共生社会実現施策又は障害を理由とする差別の解消及び障害のある人と障害のない人との交流の促進による共生社会を実現するための取組について協力するよう努めるものとする。

（市町村及び障害者関係団体との連携等）

第六条 県は、市町村が独自の工夫により、共生社会実現施策を実施する場合は、市町村と連携して共生社会実現施策を推進するとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、障害者関係団体が前条第二項の取組を実施する場合は、障害者関係団体と連携し



て共生社会実現施策を推進するとともに、その活動に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、前二項に規定する市町村及び障害者関係団体と連携し、又は一体となって共生社会実現施策を推進するものとする。

(県民の役割)

第七条 県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努め、障害のある県民及びその関係者は、社会的障壁があると感じた場合は、周囲の人に対してそれを積極的に伝えるよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県、障害者関係団体又は市町村が実施する共生社会実現施策又は第五条第二項の取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 事業者は、障害のある人の雇用に関し、その有する能力を正當に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに、雇用環境の整備その他適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めるものとする。

第二章 障害を理由とする差別の禁止

第九条 何人も、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第三章 共生社会実現施策

(県民会議)

第十条 県は、共生社会実現施策に広く県民の意見を反映し、県民と一体となってこれを実施するため、県民会議を設置する。

(啓発等)

第十一条 県は、県民の基本理念に対する関心と理解を深めるとともに、白杖<sup>じょう</sup>(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第十四条第一項に規定する目が見えない者が携えるつえをいう。)、障害のある人に関する記号(障害のある人が利用できる建物、施設であることを表すための記号その他の障害のある人に関する事項を表示するための記号をいう。)その他の障害のある人に対する理解を深めることに資する知識の普及を図るため、必要な啓発を行うものとする。

2 県は、市町村その他の関係機関、ろう者(手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。以下同じ。)、手話通訳者等と協力して、県民が手話を学ぶ機会の確保等に努めるとともに、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

(教育の充実)

第十二条 県は、学校教育において、障害のある人に対する理解及び手話に対する理解の促進を図られるよう努めるものとする。

(交流の促進)

第十三条 県は、障害のある人と障害のない人との相互理解を促進するため、幼児期から互いの交流を促進するものとし、保育所、学校、地域その他のあらゆる場所において交流の機会の拡大及び充実を図るよう努めるものとする。

（顕彰）

第十四条 県は、共生社会の実現のため、県民の模範となる行為をしたと認められる障害者関係団体その他の団体、県民及び事業者を顕彰するものとする。

（財政上の措置）

第十五条 県は、共生社会実現施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

◎京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例（平成 26 年京都府条例第 20 号）

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 障害者の権利利益の擁護のための施策

第 1 節 不利益取扱いの禁止等（第 6 条—第 8 条）

第 2 節 特定相談等（第 9 条—第 13 条）

第 3 節 不利益取扱いに関する助言又はあっせん等（第 14 条—第 19 条）

第 3 章 共生社会の実現に向けた施策の推進等（第 20 条—第 25 条）

第 4 章 雑則（第 26 条・第 27 条）

第 5 章 罰則（第 28 条）

附則

全ての者が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される社会が実現されることは、我が国だけでなく、全ての人類の共通の思いである。

私たちの住む京都においても、府民一人ひとりが、このような思いを持って、その尊厳が重んじられるとともに、その基本的人権が尊重され、相互に思いやりの心でつながり、支え合う地域社会を築くために、先人たちによりたゆまぬ努力が重ねられてきた。

しかしながら、障害者が、障害を理由として不当な差別的取扱いを受けたり、障害者に対する性別、年齢や障害の状態に応じた配慮が十分でないことなどにより、地域における安心した生活を妨げられたりしている状況が、私たちの社会には今なお存在する。

そして、こうした状況の背景には、障害者の社会参加を制約する物理的な障壁や障害に関する理解の不足から生じる誤解、偏見等の意識上の障壁など、様々な社会的障壁がある。

こうした状況において、全ての府民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らしやすい共生社会を実現するためには、共生社会の推進に取り組むそれぞれの主体が連携及び協働をして、障害を理由として差別することその他の障害者の権利利益を侵害する行為をなくすとともに、社会的障壁を取り除き、全ての府民の障害への理解を十分に深めて、障害者の社会参加を支援する取組を推進することが必要である。

このような認識の下に、私たちは、共生社会の実現を強く念願し、障害者の権利に関する条約、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等の趣旨を踏まえ、共生社会の推進に関し基本理念等を定め、その取組を府、府民、事業者及び市町村、国その他の関係機関が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（定義）

第 1 条 この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及

び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この条例において「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(基本理念)

第2条 共生社会（全ての府民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をいう。以下同じ。）の推進は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

(1) 全て障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

(2) 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

(3) 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(4) 全て障害者は、障害のある女性が障害及び性別による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合等、その性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。

(5) 障害及び社会的障壁に係る問題は、障害の有無にかかわらず、全ての府民の問題として認識され、その理解が深められること。

(6) 共生社会を推進するための取組は、府、府民、事業者及び市町村、国その他の関係機関（以下「市町村等」という。）の適切な役割分担並びに相互の連携及び協働の下に行われること。

(府の責務)

第3条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、共生社会を推進するための施策（以下「共生社会推進施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 府は、共生社会推進施策の策定及び実施に当たっては、府民、事業者及び市町村等と連携し、及び協働して取り組むものとする。

(府民の責務)

第4条 府民は、基本理念に関する関心と理解を深めるとともに、府が実施する共生社会推進施策に協力するよう努めるものとする。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第5条 府及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自らの設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

## 第2章 障害者の権利利益の擁護のための施策

### 第1節 不利益取扱いの禁止等

(不利益取扱いによる障害者の権利利益の侵害の禁止)

第6条 府及び事業者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第7条第1項又は第8条第1項の不当な差別的取扱いに該当する、次に掲げる取扱いをはじめとする障害を理由とした不利益な取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- (1) 障害者に社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービス（以下「福祉サービス」という。）を提供する場合において、当該障害者に対して、その生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- (2) 障害者に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、当該障害者に対して、同条第16項に規定する相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、当該障害者の意に反して同条第1項に規定する厚生労働省令で定める施設若しくは同条第11項に規定する障害者支援施設に入所させ、又は同条第15項に規定する共同生活援助を行う住居に入居させること。
- (3) 障害者に医療を提供する場合において、当該障害者に対して、次に掲げる取扱いをすること。
  - ア 当該障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
  - イ 法令に特別の定めがある場合を除き、その障害を理由として、当該障害者の意に反して長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離すること。
- (4) 障害者に商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、当該障害者に対して、その障害の特性により他の者に対し提供するサービスの質が著しく損なわれるおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- (5) 障害者に教育を行う場合において、当該障害者に対して、次に掲げる取扱いをすること。
  - ア 当該障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を講じないこと。
  - イ 当該障害者及びその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）への意見聴取及び必要な説明を行わないで、又はこれらの者の意見を十分に尊重せずに、当該障害者が就学すべき学校（同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特

別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいう。）を決定すること。

- (6) 多数の者が利用する建物その他の施設又は公共交通機関を障害者の利用に供する場合において、当該障害者に対して、建物その他の施設の構造上又は公共交通機関の車両等の構造上やむを得ないと認められる場合、当該障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- (7) 不動産の取引を行う場合において、障害者又は障害者と同居する者に対して、建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、不動産の売却若しくは賃貸、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- (8) 障害者に情報を提供し、又は障害者から情報の提供を受ける場合において、当該障害者に対して、次に掲げる取扱いをすること。
- ア 当該障害者から情報の提供を求められた場合において、当該障害者に対して、当該情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- イ 当該障害者が意思を表示する場合において、当該障害者に対して、当該障害者が選択した意思表示の方法によっては当該障害者の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、意思の表示を受けることを拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

第7条 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない。

2 事業主は、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。

（社会的障壁の除去のための合理的な配慮）

第8条 府は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害者の保護者、後見人その他の関係者が当該障害者の代理人として行ったもの及びこれらの者が当該障害者の補佐人として行った補佐に係るものを含む。次項において同じ。）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としてい

る旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、前項に規定する配慮をするように努めなければならない。

## 第2節 特定相談等

(特定相談)

第9条 障害者及びその家族その他の関係者は、知事に対し、障害者に関する次に掲げる相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

- (1) 第6条に規定する不利益な取扱いに関すること。
- (2) 第7条第1項の均等な機会及び同条第2項の不当な差別的取扱いに関すること。
- (3) 前条第1項に規定する配慮に関すること。
- (4) 第2条第4号に規定する配慮に関すること。
- (5) 当該障害者の障害を理由とする言動であって当該障害者に不快の念を起こさせるものに関すること。
- (6) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第3条の虐待に関すること。

2 知事は、特定相談があったときは、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 特定相談に応じ、関係者に必要な助言、情報の提供その他必要な援助を行うこと。
- (2) 特定相談に係る関係者の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

(地域相談員)

第10条 知事は、次に掲げる者に、前条第2項に規定する措置に係る業務（以下「特定相談業務」という。）の全部又は一部を委託することができる。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3第3項に規定する身体障害者相談員
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、障害者の福祉の増進に関し熱意と識見を持っている者であって知事が適当と認めるもの

2 知事は、前項の規定による委託をしようとするときは、あらかじめ、京都府障害者相談等調整委員会の意見を聴かななければならない。

3 第1項の規定により委託を受けた者（以下「地域相談員」という。）は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

4 地域相談員又は地域相談員であった者は、正当な理由なく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(広域専門相談員)

第11条 知事は、次に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる者を、広域専門相談員として委嘱することができる。

- (1) 地域相談員に対する指導及び助言

(2) 特定相談のあった事例の調査研究

(3) 特定相談業務

2 知事は、前項の規定による委嘱をしようとするときは、あらかじめ、京都府障害者相談等調整委員会の意見を聴かななければならない。

3 広域専門相談員は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

4 広域専門相談員は、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指導及び助言)

第12条 地域相談員は、特定相談業務について、必要に応じ、広域専門相談員に対し、指導及び助言を求めることができる。

2 広域専門相談員は、前項の規定による求めがあったときは、適切な指導及び助言を行うものとする。

(連携及び協力)

第13条 専門的知識をもって障害者に関する相談を受ける者は、府並びに地域相談員及び広域専門相談員と連携し、共生社会推進施策の実施に協力するよう努めるものとする。

第3節 不利益取扱いに関する助言又はあっせん等

(助言又はあっせん)

第14条 障害者は、第6条又は第7条の規定に違反する取扱い（以下「不利益取扱い」という。）を受けたと認めるときは、京都府障害者相談等調整委員会に対し、当該不利益取扱いに該当する事案（以下「対象事案」という。）の解決のために必要な助言又はあっせんを行うよう求めることができる。

2 対象事案に係る障害者の保護者、後見人その他の関係者は、当該障害者が不利益取扱いを受けたと認めるときは、京都府障害者相談等調整委員会に対し、前項に規定する助言又はあっせんを行うよう求めることができる。ただし、当該求めをすることが明らかに当該障害者の意に反すると認められるときは、この限りでない。

第15条 京都府障害者相談等調整委員会は、前条の規定による求めがあったときは、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、助言若しくはあっせんの必要がないと認めるとき又は対象事案の性質上助言若しくはあっせんを行うことが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

2 京都府障害者相談等調整委員会は、前項の規定による助言又はあっせんを行うに当たり、対象事案の当事者（以下「関係当事者」という。）その他の関係者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることその他の必要な調査を行うことができる。

3 京都府障害者相談等調整委員会は、第1項の規定による助言又はあっせんのため必要があると認めるときは、関係当事者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 京都府障害者相談等調整委員会は、対象事案の解決に必要なあっせん案を作成し、これを関係当事者に提示することができる。

(資料提供の要求等)

第16条 京都府障害者相談等調整委員会は、前条第1項の規定による助言又はあっせんのた



め必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(勧告)

第17条 京都府障害者相談等調整委員会は、知事に対し、次の各号のいずれかに該当する者に対して必要な措置を講じるべきことを勧告するよう求めることができる。

- (1) 正当な理由なく、第15条第2項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した関係当事者
- (2) 第15条第2項の規定による調査に対して虚偽の資料の提出又は説明を行った関係当事者その他の関係者
- (3) 第15条第4項の規定によるあっせん案が提示された場合において、不利益取扱いをしたと認められる関係当事者が、正当な理由なく、当該あっせん案を受諾しないときにおける当該関係当事者

2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認めるときは、当該求めに係る者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(公表)

第18条 知事は、前条第2項の規定による勧告を受けた関係当事者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明の機会を与えるための意見の聴取を行わなければならない。

(京都府障害者相談等調整委員会)

第19条 第10条第2項、第11条第2項、第14条から第16条まで及び第17条第1項に規定する事項のほか、知事の諮問に応じ障害者の権利利益の擁護のための施策に関する重要事項の調査審議を行わせるため、京都府障害者相談等調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置く。

2 調整委員会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、府の職員その他知事が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第3章 共生社会の実現に向けた施策の推進等

(啓発活動の実施)

第20条 府は、府民の基本理念に関する関心と理解を深めるとともに、特に、障害への理解

の不足から生じる社会的障壁を解消するため、必要な啓発活動を行うものとする。

(交流の推進)

第 21 条 府は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習その他の障害者と障害者でない者との交流を積極的に推進することによって、その相互理解を促進するものとする。

(雇用及び就労の促進)

第 22 条 府は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がある能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就労の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じるものとする。

2 府は、障害者の雇用及び就労について事業主及び一般府民の理解を深めるとともに、障害者の雇用及び就労を促進するため、障害者の優先雇用その他の必要な施策を講じるものとする。

(文化芸術活動等の推進)

第 23 条 府は、障害者がある障害の種類及び程度にかかわらず円滑に文化芸術活動、スポーツ、レクリエーション等(以下「文化芸術活動等」という。)に参加することができる機会を確保することその他の障害者の文化芸術活動等の推進に必要な施策を講じるものとする。

2 府は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、障害者と障害者でない者が共に文化芸術活動等に参加することができる機会を積極的に提供することによって、その相互理解が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

(府民等の活動の促進)

第 24 条 府は、府民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う共生社会の推進のための活動を促進するため、情報提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり推進協議会)

第 25 条 府は、共生社会推進施策を効果的かつ円滑に行うため、府、府民、事業者、市町村等、学識経験を有する者等で構成される京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり推進協議会を組織し、当該協議会が円滑に運営されるよう必要な措置を講じるものとする。

#### 第 4 章 雑則

(財政上の措置)

第 26 条 府は、共生社会推進施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(規則への委任)

第 27 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第 5 章 罰則

(罰則)

第 28 条 第 11 条第 4 項又は第 19 条第 5 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 章、第 3 章及び第 4 章並びに附則第 3 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

2 平成 28 年 3 月 31 日までの間に限り、第 6 条中「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 7 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の不当な差別的取扱いに該当する、次に掲げる取扱いをはじめとする障害を理由とした」とあるのは、「次に掲げる」とする。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

## ◎障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例（平成 27 年徳島県条例第 71 号）

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第七条）

#### 第二章 障がいのある人の権利の擁護

##### 第一節 障がいのある人に対する差別等の禁止（第八条・第九条）

##### 第二節 差別等に関する相談体制（第十条—第十二条）

##### 第三節 差別等に該当する事案解決の仕組み（第十三条—第十八条）

#### 第三章 地域における共生社会の実現に向けた取組

##### 第一節 情報の取得、コミュニケーションに対する支援（第十九条—第二十三条）

##### 第二節 障がいのある人の移動に対する支援（第二十四条—第二十六条）

##### 第三節 自立及び社会参加（第二十七条—第三十四条）

#### 第四章 県民理解の促進（第三十五条—第三十八条）

#### 第五章 雑則（第三十九条・第四十条）

#### 附則

本県においては、障がいのある人が、いきいきと安心して生活できるよう、障がい福祉サービス等を充実させるとともに、意欲を持って働く機会の創出など、様々な取組を積み重ねてきた。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の成立、障害者の権利に関する条約の批准など、障がいのある人の権利を擁護する意識が高まる中、これまでの取組を更に発展させるとともに、障がいを理由とする差別の解消、障がいのある人の日常生活や社会生活を制限している社会的障壁の除去、さらには、障がいの特性に応じた適切な情報の取得及び利用、意思疎通並びに移動のための手段の確保などを通じ、障がいのある人が自立して社会参加し、及び自己の個性や能力を発揮することができるような共生社会の実現が求められている。

特に、障がいのある人が、その多様な障がいの特性に応じ、自らの可能性を最大限に発揮し、地域における社会貢献活動をはじめとした活躍の場を広げていくことが共生社会の実現のために必要である。

そして、障がいの有無にかかわらず全ての人が、自らの地域に住み、働き、学び、自立し、互いの立場を尊重し合いながら支え合うことができる社会の実現は、地域社会の活力を取り戻すことにつながるものである。

ここに、私たちは、障がいのある人の権利を擁護するための取組を推進するとともに、障がいのある人もない人も、支え合いながら、いきいきと暮らせる共生社会の実現を目指し、この条例を制定する。

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この条例は、障がいのある人に対する障がいを理由とする差別の禁止並びに地域社会における障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組について基本理念を定め、県

の責務並びに市町村及び県民の役割を明らかにするとともに、当該取組に係る施策を総合的に推進することにより、全ての県民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」という。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 情報の取得及び意思疎通 障がいのある人が、必要とする情報を自由に取得し、及び利用し、並びに自らの意思を表明し、他人の意思を受領し、及び他人との意思疎通を行うことをいう。

(基本理念)

第三条 第一条に規定する障がいのある人に対する障がいを理由とする差別の禁止並びに障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組に係る施策（以下「障がいのある人の権利擁護及び社会参加等に関する施策」という。）は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- 一 全ての県民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されること。
- 二 障がいを理由とする差別の解消は、差別が障がいのない人も含めた全ての人に関係する問題であることが認識され、差別を生む背景にある誤解、偏見その他の理解の不足が解消されるよう、障がいのある人とない人が学び合い協力していくことを旨として行われなければならないこと。
- 三 障がいのある人が、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保されるとともに、情報の取得及び意思疎通のための手段について選択の機会の拡大が図られること。
- 四 情報の取得及び意思疎通に関する支援は、障がいのある人とない人の双方が、その利益を享受する主体であることを旨として行うこと。
- 五 全ての障がいのある人が、社会を構成する一員として、自らの意思によって社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加し、障がいのある人もない人も、互いに支え合い安心して暮らせることを旨として行うこと。
- 六 障がいのある人の自立及び社会参加の促進は、就労支援、雇用促進、スポーツ及び文化芸術の振興その他の障がいのある人の福祉の向上に関する施策との有機的な連携が図られること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障がいのある人の権利擁護及び社会参加等に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、並びに実施するものとする。

（市町村等との連携）

第五条 県は、障がいのある人の権利擁護及び社会参加等に関する施策を策定し、並びに実施するに当たっては、市町村、県民又は事業者（商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）と協力し、及び連携して取り組むものとする。

（県民の協力）

第六条 県民は、基本理念にのっとり、障がいのある人に対する理解を深めるとともに、県が実施する障がいのある人の権利擁護及び社会参加等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第七条 県は、障がいのある人の権利擁護及び社会参加等に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 障がいのある人の権利の擁護

### 第一節 障がいのある人に対する差別等の禁止

（差別等の禁止）

第八条 全ての県民は、障がいのある人に対して、障がいを理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為（以下「差別等」という。）をしてはならない。

（社会的障壁の除去のための合理的な配慮）

第九条 社会的障壁の除去は、それを必要としている障がいのある人が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

### 第二節 差別等に関する相談体制

（差別等及び合理的配慮に関する相談）

第十条 全ての県民は、県に対し、差別等及び社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

2 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
- 二 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- 三 関係行政機関への通知その他特定相談の処理のために必要な事務を行うこと。

（専門相談員の配置）

第十一条 知事は、前条第二項及び次項に規定する業務を行わせるため、差別等及び社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮に関して専門的な識見を有する者のうちから、相談員（以下「専門相談員」という。）を委嘱することができる。

2 専門相談員は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 相談のあった事例の調査及び研究
- 二 第十四条第二項の調査
- 三 前二号に付随する業務

3 専門相談員は、誠実かつ公正にその業務を遂行しなければならない。

4 専門相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(身体障害者相談員等との連携)

第十二条 次に掲げる者は、特定相談があったときは、県又は専門相談員に対し、第十条第二項に掲げる業務その他必要な措置を求めることができる。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十二条の三第三項に規定する身体障害者相談員
- 二 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二第三項に規定する知的障害者相談員
- 三 前二号に掲げる者のほか、差別等及び社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮に関して識見を有し、障がいのある人から相談を受けている者

#### 第三節 差別等に該当する事案解決の仕組み

(助言又はあっせんの求め)

第十三条 差別等を受けた障がいのある人又は障がいのある人が差別等を受けたと思われる事案を発見した者は、知事に対し、当該差別等に該当する事案（以下「対象事案」という。）の解決のための助言又はあっせんを求めることができる。ただし、当該求めをすることが当該障がいのある人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

2 前項の規定による求めは、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については、することができない。

(事実の調査)

第十四条 知事は、前条第一項の規定による求めがあったときは、当該求めに係る事実の調査を行うものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、専門相談員に、前項の規定による調査の全部又は一部を行わせることができる。

3 第一項の規定による調査を行う職員又は前項の規定による調査を行う専門相談員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(助言又はあっせん)

第十五条 知事は、第十三条第一項の規定による求めがあった場合において、対象事案の解決のために必要があると認めるときは、徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会に対し、助言又はあっせんを求めるものとする。

2 徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会は、前項の規定による求めがあったと

きは、対象事案を解決するため、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、当該対象事案の性質上助言又はあっせんをすることが適当でないとき、この限りでない。

3 徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会は、助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案に係る関係者に説明又は資料の提出を求めることができる。

4 徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会は、対象事案の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができる。

(勧告)

第十六条 徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会は、前条第四項の規定によるあっせん案を提示した場合において、差別等をしたと認められる者が正当な理由がなく当該あっせん案を受諾しないときは、当該差別等をしたと認められる者に対し、必要な措置をとるよう勧告することを知事に対して求めることができる。

2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認めるときは、差別等をしたと認められる者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

3 知事は、前条第三項の規定による説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなくこれを拒んだとき、又は虚偽の説明若しくは資料の提出を行ったときは、その者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(事実の公表)

第十七条 知事は、前条第二項又は第三項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対して、その旨を通知し、その者又はその者の代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで公表することができる。

(徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会)

第十八条 対象事案の解決のための助言又はあっせんについて調査審議するため、徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員十人以内で組織する。

3 委員は、障がいのある人、障がいのある人の福祉に関する事業に従事する者及び福祉、医療、経済、教育、法律その他差別等に関して学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第三章 地域における共生社会の実現に向けた取組

#### 第一節 情報の取得、コミュニケーションに対する支援

(情報の取得及び意思疎通における障壁の除去)



第十九条 県は、障がいのある人が情報の取得及び意思疎通ができるようにするために必要な支援を行うものとする。

2 県は、前項の支援を行う場合においては、障がいの特性に応じた多様な対応が必要であることを認識し、障がいの特性に配慮して行うものとする。

3 県は、第一項の支援を行う場合においては、障がい福祉に関して専門的な識見を有する機関と連携して、最新の知見に基づき行うよう努めるものとする。

(障がいのある人に配慮した情報発信等)

第二十条 県は、障がいのある人が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、可能な限り、障がいのある人に配慮した形態、手段及び様式によって情報提供を行うものとする。

(意思疎通等の手段の普及)

第二十一条 県は、県民及び事業者において、点字、音声、字幕、文字表示、わかりやすい表現、情報支援機器(情報の取得及び意思疎通を容易にする機器をいう。)その他の障がいのある人にとって利用しやすい方法により、障がいの特性に応じた多様な情報提供の方法が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、手話が言語であるとの認識に基づき、県民及び事業者において手話の利用が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、障がいのある人自らが、情報の取得及び意思疎通を行えるよう、生活に必要な訓練を行うものとする。

(意思疎通支援者の養成等)

第二十二条 県は、市町村と連携して、点訳、手話通訳その他の方法により障がいのある人の情報の取得及び意思疎通を支援する者(以下「意思疎通支援者」という。)の養成及び技術の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、意思疎通支援者の指導者の養成を行うものとする。

3 県は、市町村と連携して、意思疎通支援者の円滑な派遣を行うものとする。

(災害時等の情報の確保)

第二十三条 県は、市町村その他の関係機関と連携して、災害その他非常の事態(以下「災害時等」という。)の場合において、障がいのある人に対し、その安全を確保するために必要となる情報を迅速かつ的確に伝えられるよう、多様な情報提供の手段を確保するよう努めるものとする。

2 県は、災害時等における障がいのある人の避難所での生活等において、必要な情報が障がいの特性に応じ、迅速かつ的確に伝えられるよう、支援する者の人材の育成を行うものとする。

## 第二節 障がいのある人の移動に対する支援

(移動手段の確保の必要性)

第二十四条 県は、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活のために必要となる安全かつ快適に利用できる公共交通機関その他の交通手段が提供されることの重要性について、関係機関及び県民の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(身体障害者補助犬)

第二十五条 県は、身体障害者補助犬(身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号)第二条第一項に規定する身体障害者補助犬をいう。以下同じ。)の支援を必要とする障がいのある人の社会参加を促進するため、身体障害者補助犬の育成を行うとともに、身体障害者補助犬の果たす役割の重要性について県民の理解を深めるための啓発を行うものとする。

(障がいのある人の交通安全等)

第二十六条 県民及び事業者は、身体障がい者用の車椅子で通行している人、白色又は黄色のつえを持った人、身体障害者補助犬を連れた人その他の安全に配慮が必要と認められる障がいのある人が通行又は歩行している場合においては、その通行又は歩行を妨げないようにするとともに、その安全が確保されるよう必要な配慮をしなければならない。

2 県民及び事業者は、障がいのある人の通行又は歩行の安全を確保するため、自動車(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第九号に規定する自動車をいう。以下この項において同じ。)を運転する場合において、当該自動車にその存在又は接近を歩行者等に知らせる音を発する装置(自動車の後退時に音を発する装置を含む。)が搭載されているときは、当該装置を用いなければならない。

### 第三節 自立及び社会参加

(障がい者スポーツの振興)

第二十七条 県は、スポーツを通じて、障がいのある人が心身の健康を保持増進し、体力及び運動能力を向上させるとともに、スポーツ活動(スポーツを行い、指導し、若しくは観戦し、又はスポーツの競技会その他の催しの運営にかかわる活動をいう。以下同じ。)により自立及び社会参加が促進されるよう、障がいのある人が障がいの特性に応じて参加することができるスポーツ(以下「障がい者スポーツ」という。)の振興のために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに参加する機会の提供等)

第二十八条 県は、障がいのある人が障がいの特性に応じて多様なスポーツ活動に参加できる機会の提供に努めるとともに、障がい者スポーツの指導者その他障がい者スポーツの推進に寄与する人材の養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(競技水準の向上)

第二十九条 県は、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツ競技会又は全国的な規模のスポーツの競技会で活躍できる障がい者スポーツの選手を育成するため、障がい者スポーツにおける競技水準の向上に努めるものとする。

(文化芸術活動の振興)

第三十条 県は、障がいのある人の創造性や豊かな感性を育み、表現力を高めるとともに、障がいのある人の自主的な文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)により自立及び社会参加が促進されるよう、障がいのある人が障がいの特性に応じて参加することができる文化芸術活動の振興のために必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動に参加する機会の提供等)

第三十一条 県は、障がいのある人が障がいの特性に応じて多様な文化芸術活動に参加できる機会の提供に努めるとともに、障がいのある人の文化芸術作品の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の障がいのある人が文化芸術活動に参加するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術活動の発展)

第三十二条 県は、障がいのある人の文化芸術活動の発展に資するよう、民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組の促進その他の障がいのある人の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域における活躍の場の充実)

第三十三条 県は、障がいのある人の自立及び社会参加により地域の活性化を図るため、障がいのある人が障がいの特性に応じ、その能力を発揮して活躍できる場の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(就労等への支援)

第三十四条 県は、障がいのある人の地域における活躍の場が増えるよう、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）第二条第四項に規定する障害者就労施設等その他関係団体と連携し、障がいのある人が就労その他の生産活動により供給する物品又は役務に対する需要を増進し、その受注の機会の増大を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

#### 第四章 県民理解の促進

(広報及び啓発の推進)

第三十五条 県は、基本理念に関する県民の関心と理解を深めるとともに、障がいのある人の権利擁護及び社会参加等に関する施策が効果的に実施されるよう、必要な広報及び啓発を推進するものとする。

(障がいのある人とない人の交流の推進)

第三十六条 県は、スポーツ活動、文化芸術活動その他の活動を通じて障がいのある人とない人が交流することのできる機会を積極的に提供し、その相互理解の増進を図るものとする。

2 県は、障がいのある生徒、児童及び幼児と障がいのない生徒、児童及び幼児との共同学習その他の交流を積極的に推進し、また、その保護者の共同学習その他の交流に対する理解を深めることにより、その相互理解の増進を図るものとする。

(県民等の活動の促進)

第三十七条 県は、県民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う障がいについて理解を深める活動を促進するため、情報の提供、助言、指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

(顕彰)

第三十八条 知事は、地域の活性化に資する活動その他の社会活動において顕著な功績があると認められる障がいのある人に対して、顕彰を行うものとする。

#### 第五章 雑則

(規則への委任)

第三十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第四十条 第十一条第四項又は第十八条第六項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第十一条第一項の規定による専門相談員の業務の委嘱の手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(調整規定)

3 この条例の施行の日が行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の前日である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第十三条第二項の規定の適用については、同項中「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）」とあるのは、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）」とする。

◎障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例（平成 28 年宮崎県条例第 23 号）

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 障がいのある人の権利利益の擁護

第 1 節 不利益な取扱いの禁止等（第 7 条・第 8 条）

第 2 節 不利益な取扱い等に関する相談（第 9 条・第 10 条）

第 3 節 不利益な取扱いに該当する事案の解決のための仕組み（第 11 条—第 15 条）

第 3 章 共生社会の実現に向けた施策の推進等（第 16 条—第 19 条）

第 4 章 雑則（第 20 条・第 21 条）

附則

全ての県民は、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人であり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会を実現する必要がある。

その社会の実現のためには、日常生活又は社会生活の様々な場において、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している物理的な障壁、障がいのある人に対する誤解や偏見といった意識上の障壁等を取り除くための社会的な配慮が一層求められている。

また、今後少子高齢化が進み、地域の担い手が減少していく中、本県が持続可能な社会を構築していくためには、障がいのある人もない人もそれぞれが地域における役割を担い、共に生きる社会づくりを進めていく必要がある。

このような状況を踏まえ、人情味にあふれ、温もりのある県民性のもと、一人ひとりが思いやりの心を持って、障がいを理由とする差別的言動その他の障がいのある人の権利利益を侵害する行為をなくすとともに、全ての県民が障がいへの理解を深めるための取組を推進していかなければならない。

ここに、私たちは、障がいのある人もない人も身近な地域で共に支え合いながら、心豊かに生活できる宮崎県づくりを目指して、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、障がい及び障がいのある人に対する県民の理解を深めること及び障がいを理由とする差別を解消することに関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにし、障がいを理由とする不利益な取扱いの禁止及び差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）と相まって、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると

ころによる。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障がいを理由とする差別 障がいのある人に対し、正当な理由なく障がい又は障がいに関連する事由を理由として不利益な取扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施について、それに伴う負担が過重でない場合に、必要かつ合理的な配慮をしないことをいう。

（基本理念）

第3条 共生社会の実現は、次の各号に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 全ての県民は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- (2) 全ての障がいのある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (3) 全ての障がいのある人は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (4) 全ての障がいのある人は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- (5) 全ての障がいのある人は、障がいがあることに加え、女性であること等性別、年齢その他の要因が複合することにより特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた配慮がなされること。
- (6) 障がいを理由とする差別の多くが障がい及び障がいのある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていること及び誰もが障がいを有することとなる可能性があることを踏まえ、障がいを理由とする差別の解消について、障がいの有無にかかわらず、県民一人ひとりが自主的に取り組む環境が醸成され、障がい及び障がいのある人に対する理解が深められること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する県民の理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を推進するために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

（県と市町村の連携）

第5条 県は、障がい及び障がいのある人に対する住民の理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を推進するために必要な施策を実施する市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前条に規定する施策について、市町村に対し必要な協力を求めることができる。

(県民等の役割)

第6条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある人が社会的障壁を除去するために必要な支援を周囲に気兼ねなく求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する障がいを理由とする差別の解消を推進するために必要な施策に協力するよう努めるものとする。

2 障がいのある人は、社会的障壁を除去するために必要な支援について、可能な範囲内において周囲に伝えることにより、障がいに対する理解の促進が図られるよう努めるものとする。

## 第2章 障がいのある人の権利利益の擁護

### 第1節 不利益な取扱いの禁止等

(不利益な取扱いの禁止)

第7条 何人も、障がいのある人に対して、次の各号に掲げるものその他の障がいを理由とする不利益な取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害してはならない。

(1) 福祉サービスを提供する場合において、障がいのある人の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められるときその他の合理的な理由があるときを除き、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付すこと。

(2) 医療を提供する場合において、障がいのある人の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められるときその他の合理的な理由があるときを除き、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付すこと。

(3) 商品の販売又はサービスの提供を行う場合において、他の者に対するサービスの質が著しく損なわれるおそれがあるときその他の合理的な理由があるときを除き、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付すこと。

(4) 労働者の募集及び採用を行う場合において、合理的な配慮に係る措置を講じてもなお従事させようとする業務を適切に遂行することができないときその他の合理的な理由があるときを除き、募集若しくは採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件を付すこと。

(5) 障がいのある人を雇用する場合において、合理的な配慮に係る措置を講じてもなお従事させようとする業務を適切に遂行することができないときその他の合理的な理由があるときを除き、賃金その他の労働条件、配置(業務の配分及び権限の付与を含む。)、昇進、降格、教育訓練及び福利厚生について、不利益な取扱いをすること。

(6) 教育を行う場合において、次に掲げる不利益な取扱いをすること。

ア 障がいのある人の年齢、能力及び特性に応じた十分な教育が受けられるようにするために必要と認められる適切な指導又は支援を行わないこと。

イ 障がいのある人及びその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。)への意見聴取、必要な説明及び情報提供を行わず、又はこ

これらの者の意見を十分に尊重せずに、障がいのある人が就学すべき学校（同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいう。）を決定すること。

- (7) 不特定かつ多数の者が利用する建物その他の施設を障がいのある人の利用に供する場合において、建物その他の施設の構造上又は障がいのある人の生命若しくは身体の保護のためやむを得ないと認められるときその他の合理的な理由があるときを除き、建物その他の施設の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付すこと。
- (8) 公共交通機関を障がいのある人の利用に供する場合において、旅客施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第5号に規定する旅客施設をいう。）又は車両等（同条第7号に規定する車両等をいう。）の構造上又は障がいのある人の生命若しくは身体の保護のためやむを得ないと認められるときその他の合理的な理由があるときを除き、公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付すこと。
- (9) 不動産の売買、交換、賃貸借その他の不動産の取引（以下「不動産の取引」という。）を行う場合において、不動産の取引に係る建物の構造上やむを得ないと認められるときその他の合理的な理由があるときを除き、不動産の取引を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付すこと。
- (10) 不特定かつ多数の者に対して情報を提供する場合において、当該情報を提供することに著しい支障があると認められるときその他の合理的な理由があるときを除き、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付すこと。
- (11) 不特定かつ多数の者から情報を受領する場合において、当該情報を受領することに著しい支障があると認められるときその他の合理的な理由があるときを除き、情報の受領を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付すこと。

（社会的障壁の除去のための合理的な配慮）

第8条 県は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障がいのある人の家族その他の関係者が本人を補佐して行う意思の表明を含む。次項において同じ。）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、本人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、本人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない。

#### 第2節 不利益な取扱い等に関する相談

（相談への対応）

第9条 何人も、県に対し、障がいを理由とする差別に関する相談をすることができる。



2 県は、前項の規定により相談を受けたときは、その内容に応じて次に掲げる対応をするものとする。

- (1) 相談者に対して、必要な助言及び情報提供を行うこと。
- (2) 相談に係る関係者間の必要な調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への必要な通告、通報その他通知を行うこと。

(相談員の配置等)

第10条 知事は、前条第2項各号に掲げる対応をする者として、相談員を置くことができる。

2 相談員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。相談員でなくなった後も同様とする。

### 第3節 不利益な取扱いに該当する事案の解決のための仕組み

(宮崎県障がい者差別解消支援協議会)

第11条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会として、宮崎県障がい者差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する事項に関し、調査審議すること。
- (2) 第7条各号に掲げる障がいを理由とする不利益な取扱いに該当する事案（以下「対象事案」という。）について、助言又はあっせんを行うこと。

3 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(助言又はあっせんの申立て)

第12条 障がいのある人は、自己に対する対象事案の解決を図るため、知事に対し、協議会による助言又はあっせんが必要である旨の申立てをすることができる。

2 障がいのある人の家族その他の関係者は、本人に代わって前項の規定による申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが明らかに本人の意に反すると認められる場合は、この限りでない。

3 前2項の規定による申立ては、第9条第2項に規定する相談への対応を経た後でなければすることができない。

(助言又はあっせん)

第13条 知事は、前条第1項又は第2項の規定による申立てがあった場合は、協議会に対し、助言又はあっせんを求めることができる。

2 協議会は、前項の規定による知事からの求めがあった場合は、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、助言若しくはあっせんを行うことが適当でないと認められるとき、又は助言若しくはあっせんを行うことが対象事案の解決に資すると認められないときは、この限りでない。

3 協議会は、助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案の関係者に対し、助言又はあっせんを行うために必要な限度において、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

4 協議会は、第2項ただし書の規定により助言又はあっせんを行わないこととしたとき、

あつせんが終了したとき、又はあつせんを打ち切ったときは、その旨を知事に報告するものとする。

(勧告)

第14条 協議会は、不利益な取扱いをしたと認められる対象事案の関係当事者が、正当な理由なく、あつせん案を受諾せず、又はこれを受諾したにもかかわらず、あつせんに従わないときは、知事に対して、当該関係当事者が必要な措置を取るよう勧告することを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による協議会からの求めがあった場合において、必要があると認めるときは、不利益な取扱いをしたと認められる対象事案の関係当事者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(公表)

第15条 知事は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対してその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えるものとする。

### 第3章 共生社会の実現に向けた施策の推進等

(啓発活動)

第16条 県は、障がい及び障がいのある人に対する県民の理解を深め、障がいを理由とする差別を解消することの重要性に関する県民の理解の増進が図られるよう、障がい及び障がいのある人に関する知識の普及啓発のための広報活動、障がいのある人とない人との交流の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(教育の推進)

第17条 県は、学校、家庭、地域社会等において、子どもが障がい及び障がいのある人に関する正しい知識を持つための教育が行われるよう努めるものとする。

(文化芸術活動等の推進)

第18条 県は、障がいのある人が文化芸術活動、スポーツ等（以下「文化芸術活動等」という。）に参加することができる機会を確保するとともに、障がいのある人とない人が共に文化芸術活動等に参加することができる機会を提供することによって、その相互理解が促進されるよう努めるものとする。

(表彰)

第19条 知事は、共生社会の実現に向けた取組に関し特に顕著な功績があった者に対し、表彰を行うものとする。

### 第4章 雑則

(財政上の措置)

第20条 県は、障がい及び障がいのある人に対する県民の理解を深め、障がいを理由とする差別の解消に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

◎沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（平成 25 年沖縄県条例第 64 号）

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 障害を理由とする差別の禁止等（第 7 条—第 17 条）

第 3 章 障害を理由とする差別等を解消するための支援（第 18 条—第 24 条）

第 4 章 障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに関する基本的施策（第 25 条—第 37 条）

第 5 章 雑則（第 38 条）

第 6 章 罰則（第 39 条）

附則

沖縄県では、県民の心に根ざした人と人とのつながりを大切にする相互扶助の精神に基づき、共に助け合う地域社会が築かれてきた。

しかしながら、障害のある人については、障害を理由とする差別を受けたり、良好な居住環境、自由な移動、情報の利用等が十分に確保又は配慮されていないこと等の様々な要因により、自己の望む生活を十分に実現できているとは言えない。

また、障害のない人にとって問題にならないことが障害があることにより社会的障壁となったり、障害のある人に対する理解の不足、誤解、偏見等により、今なお日常生活及び社会生活の中で、困難を余儀なくされている人も少なくない実態がある。

さらに、本県においては、離島及びへき地における厳しい生活条件が、障害のある人にとって不利なものになっている。

このような状況において、私たちに今こそ求められているのは、障害のある人に対する福祉、医療、雇用、教育等の充実とともに、障害のある人に対する障害を理由とする差別等をなくしていく取組である。

ここに私たちは、国際社会や国内の動向を踏まえ、障害のある人もない人も全ての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会の実現を目指して、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、障害を理由とした様々な困難を余儀なくされている人々の状況に鑑み、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに関し、基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の禁止等を定め、障害を理由とする差別等を解消するための支援等を総合的かつ計画的に推進することにより、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく社会の対等な構成員として安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると

ころによる。

(1) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。）その他の心身の機能障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（基本理念）

第3条 第1条に規定する共生社会の実現は、全ての障害のある人が障害のない人と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、県、市町村及び県民の相互の連携協力の下に、社会全体として推進していかななければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村と協力し、障害を理由とする差別等を解消するための支援等を総合的かつ計画的に実施するものとする。

（県民の役割）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に関する理解を深めるとともに、第1条に規定する共生社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第6条 県は、障害を理由とする差別等を解消するための支援等を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第2章 障害を理由とする差別の禁止等

（障害を理由とする差別の禁止等）

第7条 何人も、第3項及び次条から第17条までに規定する行為のほか、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 何人も、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

3 何人も、障害のある人に対し、虐待をしてはならない。

（福祉サービスの提供における差別の禁止）

第8条 福祉サービス（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービス又はこれに類する福祉サービスをいう。以下同じ。）を提供する者は、障害のある人に福祉サービスを提供する場合において、障害のある人に対して、障害を理由として、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ないことその他の正当な理由がなく、福

社サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為

(2) 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強制する行為

(医療の提供における差別の禁止)

第9条 医師その他の医療従事者は、障害のある人に医療を提供し、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して、障害を理由として、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ないことその他の正当な理由がなく、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為

(2) 法令に特別の定めがある場合を除き、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強制し、又は隔離する行為

(サービスの提供等における差別の禁止)

第10条 サービスの提供又は商品の販売を行う者は、障害のある人にサービスを提供し、又は商品を販売する場合(第8条、前条及び第12条から第15条までに規定する場合を除く。)

において、障害のある人に対して、障害を理由として、サービスの本質を著しく損なうこととなることその他の正当な理由がなく、サービスの提供又は商品の販売を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為をしてはならない。

(雇用等における差別の禁止)

第11条 事業主は、障害のある人を労働者として雇用する場合において、障害のある人に対して、障害を理由として、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を適切に遂行することができないことその他の正当な理由がなく、応募若しくは採用を拒み、又は条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為

(2) 賃金、労働時間その他の労働条件について、本人が業務の本質的部分を適切に遂行することができないことその他の正当な理由がなく、不利益な取扱いをする行為

(3) 本人が業務の本質的部分を適切に遂行することができないことその他の正当な理由がなく、解雇し、又は退職を強制する行為

(教育における機会の付与)

第12条 校長、教員その他の教育関係職員は、障害のある人に教育を行う場合において、障害のある人に対して、その障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況等に応じ、本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えなければならない。

(建築物等の利用における差別の禁止)

第13条 不特定かつ多数の者の利用に供される建築物その他の施設の所有者、管理者又は占有者は、障害のある人が建築物その他の施設を利用する場合において、障害のある人に対して、障害を理由として、当該施設の構造上やむを得ないことその他の正当な理由がなく、当該施設の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱

いをする行為をしてはならない。

(公共交通機関の利用における差別の禁止)

第14条 公共交通事業者等(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第4号に規定する公共交通事業者等をいう。)は、障害のある人が旅客施設(同条第5号に規定する旅客施設をいう。以下この条において同じ。)又は車両等(同条第7号に規定する車両等をいう。以下この条において同じ。)を利用する場合において、障害のある人に対して、障害を理由として、その管理する旅客施設及び車両等の構造上やむを得ないことその他の正当な理由がなく、旅客施設及び車両等の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為をしてはならない。

(不動産取引における差別の禁止)

第15条 不動産の取引を行う事業者は、不動産の取引を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、不動産の構造上やむを得ないことその他の正当な理由がなく、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為をしてはならない。

(意思の表明の受領における差別の禁止)

第16条 障害のある人から意思の表明を受けようとする者は、当該障害のある人に対して、障害を理由として、当該障害のある人が選択した意思の表明の方法によっては表明しようとする意思を確認することに著しい支障のあることその他の正当な理由がなく、意思の表明を受けることを拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為をしてはならない。

(情報の提供における差別の禁止)

第17条 障害のある人から情報の提供を求められた者は、当該障害のある人に対して、障害を理由として、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあることその他の正当な理由がなく、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為

(2) 手話、点字その他障害の特性に応じた手法での情報の提供が可能である場合に、当該情報の提供を拒む行為

第3章 障害を理由とする差別等を解消するための支援

(障害のある人に関する理解の促進)

第18条 県は、障害のある人に関する県民の理解を深めるため、障害のある人と協力し、障害のある人が権利の主体であることを踏まえた啓発活動の推進、公共的団体の関係者への研修その他の必要な施策を講ずるものとする。

(差別事例相談員に対する支援等)

第19条 県は、市町村が行う事務又は事業のうち、前章の規定に違反する行為(以下「差別等」という。)に該当すると思われる事例に関する相談業務及び相談事業を遂行するもの(以

下「差別事例相談員」という。) に対して、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、前項に規定するもののほか、市町村が地域の実情に応じて行う障害を理由とする差別等を解消するための施策を策定し、又は実施する場合は、市町村に対して、情報の提供、技術的助言その他の必要な協力を行うものとする。

(広域相談専門員)

第 20 条 知事は、次に掲げる業務を適正かつ確実に行わせるため、障害を理由とする差別等の解消に関し優れた識見を有するものと認められる者を広域相談専門員として任命することができる。

- (1) 専門的な見地から行う差別事例相談員への必要な技術的助言に関する業務
- (2) 差別等に関する相談事例の調査及び研究に関する業務
- (3) 前 2 号の業務に付随する業務

2 知事は、前項の規定により任命をしようとする場合は、あらかじめ、沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会(第 24 条に規定する沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会をいう。第 22 条及び第 23 条において同じ。)の意見を聴かなければならない。

3 広域相談専門員は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

4 広域相談専門員は、正当な理由がなく、この条例の規定により業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(助言又はあっせんの求め)

第 21 条 差別等を受けた障害のある人、その家族、保護者、後見人その他の関係者は、知事に対し、助言又はあっせんを求めることができる。ただし、当該求めをすることが当該障害のある人の意に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。

(助言又はあっせん)

第 22 条 知事は、前条の規定による求めがあった場合は、沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会に対して助言又はあっせんを行うよう求めるものとする。

2 沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会は、前項の規定により知事から求めがあった場合は、助言若しくはあっせんの必要がないと認めるとき、又は差別等の性質上助言若しくはあっせんをすることが適当でないと認めるときを除き、助言又はあっせんを行うものとする。

3 沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会は、助言又はあっせんのために必要があると認める場合は、差別等に係る関係者に対し、助言又はあっせんを行うために必要な限度において、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

4 沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会は、差別等の解消に必要なあっせん案を作成し、これを当該差別等に係る関係者に提示することができる。

(勧告)

第 23 条 沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会は、前条第 4 項に規定するあっせん案を提示した場合において、差別等をしたと認められる者が正当な理由がなく



当該あつせん案を受諾しないときは、当該差別等をしたと認められる者が必要な措置をとるよう勧告することを知事に対して求めることができる。

- 2 知事は、前項の規定による求めがあつた場合において、必要があると認められるときは、差別等をしたと認められる者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会)

第24条 障害を理由とする差別等の解消に関し、助言又はあつせんを行わせ、及び必要な事項を調査審議させるため、沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会(以下「調整委員会」という。)を置く。

- 2 調整委員会は、委員15人以内で組織する。

- 3 委員は、障害を理由とする差別等の解消に関して優れた識見を有する者であつて、次に掲げるもののうちから、知事が任命する。

- (1) 障害のある人又はその家族
- (2) 福祉、医療、雇用、教育等の関係団体を代表する者
- (3) 経営者又は経営団体を代表する者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める者

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 委員は、再任されることができる。

- 6 委員は、正当な理由がなく、この条例の規定により業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

- 7 前各項に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに関する基本的施策  
(障害福祉サービスの充実)

第25条 県は、市町村が実施している障害福祉サービスの種類及び量の把握に努め、広域的な見地から障害福祉サービスの充実に必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の場の拡大)

第26条 県は、事業者に対する障害のある人の雇用の啓発、障害のある人が働きやすい環境の整備及び一般就労への移行を促進し、雇用の場の拡大等に必要な施策を講ずるものとする。

(教育の充実)

第27条 県は、障害のある人が障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善し、又は克服し、自立を目指すようにするため、特別支援教育の充実に必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、市町村と協力し、障害のある人が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするために、障害のある児童及び生徒の就学指導その他の支援に関して、障害のある児童及び生徒並びに保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重するよう必要な施策を講ずるものとする。

(移動等の円滑化を図るための都市等のデザイン及びバリアフリー化の促進)

第 28 条 県は、障害のある人の移動又は施設の利用の円滑化を図るため、障害の有無、性別、年齢等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように考えられた都市又は生活環境のデザイン並びに障害のある人が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(駐車場の確保等)

第 29 条 県は、障害のある人の自動車による円滑な移動に資するため、自動車の乗降に支障のない広さを有する路外駐車場(駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号)第 2 条第 2 号に規定する路外駐車場をいう。)の確保及び自動車の乗降に支障のある人の駐車を妨げる行為の防止その他の適切な駐車場の利用に関する必要な施策を講ずるものとする。

(住宅環境の整備)

第 30 条 県は、障害のある人が地域で自立して生活するため、不動産事業者、障害福祉サービス事業者等と協力し、住宅環境の整備に関する必要な施策を講ずるものとする。

(障害の特性に応じた情報提供)

第 31 条 県は、障害のある人に関する障害の特性に応じた情報の提供に必要な施策を講ずるものとする。

(差別等をなくすための民間の活動の促進)

第 32 条 県は、障害のある人に関する県民の理解を深めるため、障害のある人に対する差別等をなくすための民間の活動を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(障害のある人同士による相談体制の充実)

第 33 条 県は、障害のある人が自己の抱える課題を主体的に解決する力を取り戻し、又は高めるため、同様の経験を有する障害のある人同士による問題解決のための相談体制の充実に必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動等に参加できる環境の整備)

第 34 条 県は、障害のある人の地域における生活の質を高めるため、文化芸術活動、観光、スポーツ又はレクリエーションに参加できる環境の整備に関する必要な施策を講ずるものとする。

(市町村防災計画に関する情報提供等)

第 35 条 県は、障害のある人の防災及び災害時の避難について、市町村における防災計画に関する市町村への情報の提供、技術的な助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(離島等における障害のある人に対する福祉の充実)

第 36 条 県は、障害のある人が生まれ育った地域で暮らすことができるよう、事業者、障害福祉サービス事業者、関係行政機関等と協力し、離島及びへき地における地域の実情や課題に対応する障害のある人に対する福祉に関し必要な施策を講ずるものとする。

(基本的施策の計画的推進)

第 37 条 県は、市町村と協力し、この章に規定する基本的施策の計画的推進を図るものとする。

## 第 5 章 雑則

(規則への委任)

第 38 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第 6 章 罰則

第 39 条 第 20 条第 4 項又は第 24 条第 6 項の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 24 条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第 20 条第 1 項の規定による広域相談専門員の任命に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、同項及び同条第 2 項の規定の例により行うことができる。

(検討)

3 知事は、この条例の施行後 3 年を目途として、障害のある人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。